別紙１

第４期八王子市地域福祉計画
中間見直し増補版
（素案）

目 次

第１章 中間見直しにあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
１ 中間見直し（増補版の作成）の背景と論点整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
２ 中間見直しと増補版の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第２章 八王子市の地域福祉を取り巻く現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
１ データからみる地域福祉の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
２ 第４期計画　中間での振り返り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

第３章 第４期計画中間見直しの基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
１ 中間見直しで取り組む方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
２ 第４期計画の基本目標とめざす姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
３ 第４期計画のキーワード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
４ 重層的支援体制整備事業のさらなる深化・推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
５ 福祉圏域の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
６ 計画の体系と内包する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

第４章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
１ 後期３年間の「重点的な取組」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
２ 既存の取組の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

第５章 計画推進体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
１ 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
２ 各種指標（ＫＰＩ）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67

資料編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
１ 検討体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
２ 検討経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67

第1章

中間見直しにあたって

1　中間見直し（増補版の作成）の背景と論点整理

「第４期八王子市地域福祉計画」は、「だれもが、地域の中で、共に支えあい、安心して、元気で活き活きと暮らすことができるまちづくり」を基本目標に掲げ、令和６年度（2024 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までを計画期間として、「つながる」をキーワードに地域福祉施策を推進してきました。

計画策定後も、本市を取り巻く社会環境は変化を続けています。少子高齢化や人口減少の進行、単身世帯の増加に加え、孤独・孤立の深刻化や８０５０問題、ひきこもりなどの複雑化・複合化した地域生活課題が顕在化しています。また、近年の自然災害の激甚化・頻発化を背景に、避難行動要支援者への支援体制の充実が求められるとともに、高齢化の進行や身寄りのない方の増加を背景として、終活や人生の最終段階に関する支援への関心も高まっています。

また、地域福祉をめぐる制度環境も大きく動いています。令和８年（2026 年）６月には社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年（2026 年）法律第 51 号）が公布され、地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援、権利擁護、福祉人材確保、災害時の福祉支援など、地域福祉計画と直接関係する見直しが行われました。主な規定は令和９年（2027 年）４月以降順次施行されるため、本増補版の対象期間と重なります。このため、中間見直しでは、これまでの進捗確認に加えて、計画後半に施行される制度改正を先取りし、既存施策の役割分担や連携方法を再整理する必要があります。

（１）地域共生社会の実現に向けて

令和８年（2026 年）の社会福祉法等改正は、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を一段進める内容です。特に、地域住民の支援等を検討する支援会議を全市町村で設置可能とすることや、重層的支援体制整備事業実施計画に、体制整備の方向性、関係機関の機能強化・連携促進の目標、達成状況の評価等を位置付ける方向が示されています。

本市においても、「相談窓口を整備する」段階から、地域で支え合う機能、支援機関同士が連携する機能、地域と支援機関をつなぐ機能を地域全体で持続可能なものにする段階へ進めることが重要です。

地域共生社会とは

地域共生社会とは、社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人とひと、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

出典：厚生労働省



（２）計画前半での地域福祉を取り巻く変化

令和６年度（2024 年度）から令和８年度（2026 年度）にかけては、物価上昇による家計負担の増加や、少子高齢化・人口減少、単身世帯の増加などが進むとともに、地域活動の担い手不足や人と人とのつながりの希薄化など、地域福祉を取り巻く課題が一層複雑化・複合化しています。こうした社会構造の変化を背景として、従来の制度・分野ごとの支援だけでは対応が困難な課題に対し、分野を超えた支援体制の構築が求められています。

さらに、地域共生社会の実現に向けては、包括的な支援体制の整備をすべての市町村で推進する方向性が示され、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に進めるとともに、福祉分野だけでなく、保健医療、教育、住まい、就労などとの連携・協働を進める必要性が一層高まっています。今後は、相談を待つだけでなく、アウトリーチや地域での見守り、居場所・参加機会の充実などを通じて、課題の早期把握から相談、支援、社会参加までを切れ目なくつなぐ地域福祉の仕組みづくりが求められています。

（３）重層的支援体制整備事業のさらなる進化（福祉相談体制の見直し）

令和６年度（2024 年度）から令和８年度（2026 年度）にかけて、重層的支援体制整備事業には、窓口を増やすこと自体ではなく、既存の相談支援、参加支援、地域づくり、多機関協働、アウトリーチを相互に機能させ、支援者同士が役割を補完できる包括的な支援体制へ発展させることが求められるようになりました。本市においても、はちまるサポートを「困りごとの入口」にとどめず、地域資源の把握・開発、関係機関のネットワーク形成、支援につながりにくい人への継続的なアプローチを含む地域福祉の基盤として機能強化することが重要です。また、人口が減少し、構成も変化する中では、福祉相談体制を維持するための専門職の確保・育成、さらにはデジタルの活用も求められます。

（４）新たな制度改正の動き

令和６年度（2024 年度）から令和８年度（2026 年度）には、孤独・孤立対策の法制化に加え、認知症施策、こども政策、生活困窮者支援・住まい支援など、福祉と隣接分野を横断する制度・政策の動きが進みました。こうした変化は、地域福祉計画の内容に対し、高齢・障害・こども・生活困窮といった対象別の支援をつなぐだけでなく、保健医療、住まい、教育、就労、防災、権利擁護等を含めた分野横断的な連携を一層求めるものです。

（５）地域福祉におけるデジタル化の推進

行政手続や情報取得のオンライン化、ＳＮＳ等による情報発信、オンライン相談など、デジタル技術を活用した接点が日常化しました。一方で、機器利用や情報リテラシー、障害特性、経済状況等によって情報へのアクセスに差が生じる「デジタル・ディバイド」に配慮する必要があります。このため、デジタルによる利便性向上と、電話・対面・紙媒体など従来手段を組み合わせ、誰も取り残さない情報提供・相談支援を進めることが必要です。

地域課題や市民ニーズが複雑化・多様化する中、変化を客観的かつ継続的に把握するため、データの活用も必要です。地域ごとの課題や支援ニーズを可視化することで、限られた資源を効果的・効率的に活用することが求められます。また、施策の成果を検証し、社会状況の変化に応じた取組の見直しにつなげることが重要です。

（６）福祉防災など危機管理意識の高まり

令和６年（2024 年）能登半島地震では、高齢者や障害者、在宅避難者などへの福祉的支援や、避難生活の長期化に伴う支援の継続など、多くの課題が明らかとなり、災害時においても福祉サービスや相談支援を切れ目なく提供する重要性が改めて認識されました。

こうした教訓を踏まえ、令和７年には災害対策基本法・災害救助法等が改正され、災害救助に「福祉サービスの提供」が位置付けられるなど、災害対応に福祉の視点を組み込む動きが制度面でも進展しています。

また、個別避難計画についても、計画の作成とあわせ、避難訓練や地域・福祉専門職との連携を通じて、実際の避難につながる実効性を高めることが重要となっています。

このため、平時からの見守りやつながりづくりを災害時の支援につなげるとともに、福祉部門と防災部門、地域住民、福祉専門職、関係機関等が連携し、「平時」と「災害時」を切れ目なくつなぎ、要支援者等の支援につなげる「福祉防災」の取組を地域福祉の基盤づくりを進めていくことが求められています。

2 中間見直しと増補版の位置づけ

この中間見直しは、『第４期八王子市地域福祉計画』中に位置づけられた見直しであり、令和６年度（2024 年度）に開始した『第４期八王子市地域福祉計画』の基本目標、３つのテーマ、施策体系及び福祉圏域など、基本的な項目を維持した上で、計画策定時から令和６年度（2024 年度）までに生じた社会環境・制度環境の変化と、計画前半の進捗確認を踏まえ、「変化した事項」、「新たに顕在化した課題」、「後半期間で強化すべき事項」を中心に追記・修正するものです。

この増補版を『第４期八王子市地域福祉計画』と一体的に活用し、「つながる地域で つなげる未来」の実現に向けた取組をより効果的に推進いたします。

（１）法上の位置づけ

『第４期八王子市地域福祉計画』（以下「第４期計画」といいます。）は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」です。この増補版は第４期計画における中間見直しの規定を受け作成しています。

（２）他計画との関連性

増補版の対象期間である令和９年度（2027 年度）～11 年度（2029 年度）には、対象者別計画の改定・報酬改定等が重なることが見込まれます。特に、令和９年度（2027 年度）障害福祉サービス等報酬改定、『第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画』、成年後見制度の新制度への移行、社会福祉法等改正の段階施行などについて、地域福祉計画側では「制度の詳細」を逐次取り込むのではなく、分野横断的な連携、地域基盤、人材、権利擁護、住まい等の共通部分を受け止める構成とします。

①基本構想・基本計画

第４期計画は、本市の基本構想・基本計画『八王子未来デザイン２０４０』を上位計画とする福祉の分野別計画です。

②対象者別計画

第４期計画は、対象者別計画である『高齢者計画・第 10 期介護保険事業計画』、『障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画』、『子ども・若者育成支援計画』の上位計画に位置付けられており、地域福祉の推進に関する対象者別計画の分野横断的な施策を示しています。

③内包する計画

第４期計画は、厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（平成 26 年３月 27 日社援発 0327 第 13 号）」に基づく「生活困窮者自立支援方策（Ｐ●）」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 23 条に基づく「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（Ｐ●）」及び社会福祉法第 106 条の５に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画（Ｐ●）」を内包しており、これらも必要な見直しを行いました。

④健康医療計画

第４期計画は、本市の保健・医療分野の計画である健康医療計画と密に連携し、施策同士の有機的な連携やデータ活用を意識したものとしています。（詳細はP●参照）

⑤他分野の計画

第４期計画は、防災、交通、教育、産業、消費生活などの本市における他分野の計画と調和を図り、様々な取組の中で連携していきます。

■第４期計画の位置づけ

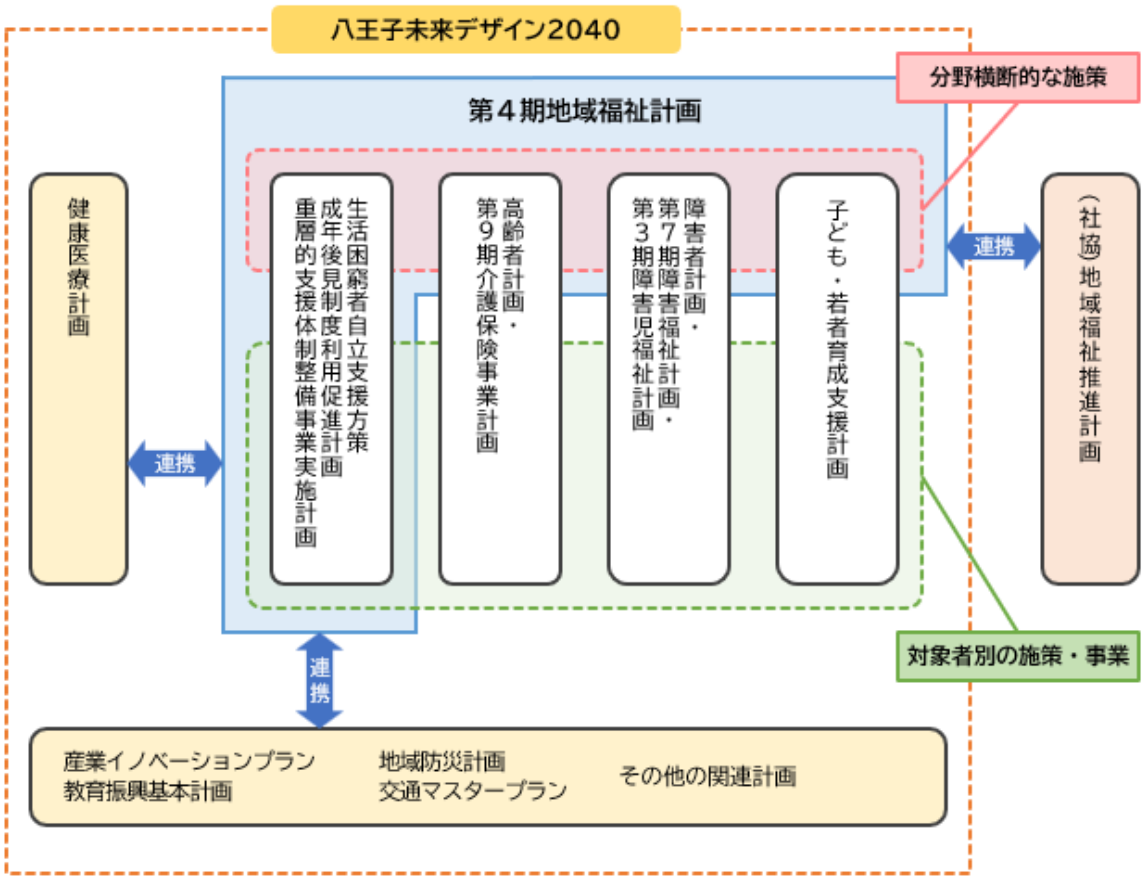

⑥地域福祉推進計画（社会福祉協議会）

第４期計画は、地域住民の自主的･主体的な地域福祉の推進をめざす行動計画が多く含まれる、社会福祉協議会が策定する『地域福祉推進計画「いきいきプラン八王子」』とは車の両輪の関係にあります。第４期計画で掲げる理念やしくみの実現に向けた施策を「いきいきプラン八王子」に盛り込むなど、相互連携を図りながら計画的に地域福祉を推進しています。

（３）計画期間及び増補版の対象期間

本増補版の対象期間は、計画期間後半にあたる令和９年度（2027 年度）から令和 11（2029 年度）までとしています。第４期計画の基本目標及び施策展開の方向性を継承しながら、その際、令和６年度（2024 年度）から令和８度（2026 年度）を中心とする社会変化を、①認識、②データ等による分析、③課題整理、④後半期間の対策提示という流れで検証したことを掲載しています。

今後も、社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえながら計画の推進を図ります。

（４）中間見直しの体制とプロセス

本増補版の作成にあたっては、第４期計画に掲げる各施策の進捗状況を確認するとともに、人口動態や世帯構成の変化、相談支援の状況、地域活動の状況など、地域福祉を取り巻く現状について分析を行いました。

また、八王子市社会福祉審議会地域福祉専門分科会における議論を踏まえ、福祉関係機関や関係団体からの意見等も参考にしながら、本市が今後重点的に取り組むべき課題と施策の方向性を整理しました。

①八王子市社会福祉審議会

地域福祉専門分科会において、計画前半の進捗、地域を取り巻く社会変化、包括的な支援体制のあり方等を専門的見地から検討しました。特に、相談支援だけでなく、参加支援、地域づくり、アウトリーチ、多機関協働が相互に機能する体制となっているかを確認し、後半期間で補強する事項を整理します。

②八王子市地域福祉計画等策定庁内調整会

福祉分野にとどまらず、保健医療、子ども、住宅、防災、デジタル、地域づくり等の関係所管が参加し、分野横断的な課題に対する役割分担と連携方策を調整します。制度別の縦割りを越え、本人・世帯を中心に必要な支援が切れ目なくつながることを重視します。

③第４期八王子市地域福祉計画の計画期間中間年における意識調査

市民の地域とのつながり、孤独・孤立、相談先の認知、地域活動への参加意向等を把握するため、令和８年（2026 年）６月 30 日から７月 20 日までを期間とする調査（以下「意識調査」といいます）を実施しました。

④はちまるサポートＣＳＷ向けアンケート調査

地域福祉の専門職であるＣＳＷの活動状況や課題、関係機関との連携状況等を把握するため、令和８年（2026 年）７月 17 日から７月 30 日までを期間とする調査を実施しました。

⑤福祉関係機関職員向け調査

高齢者あんしん相談センター、若者総合相談センター、こども家庭センター、はちビバ（子ども・若者育成支援センター)、障害者相談支援事業所の活動や、関係機関同士の連携による支援などの状況を把握するため、令和８年（2026 年）６月 25 日から７月 14 日までを期間とする調査を実施しました。

⑥パブリックコメント ※実施予定

増補版の考え方と後半期間の重点事項などについて、市民からの意見を聴取するため、令和●年（●●●●年） ●月●日から令和●年（●●●●年）●月●日までを期間とするパブリックコメントを実施しました。

⑦民生委員・児童委員の活動に関する実態把握等調査

民生委員・児童委員の意見や活動状況を把握するため、令和８年（2026 年）６月 26 日から７月５日までを期間とする調査を実施しました。

第2章

八王子市の地域福祉を取り巻く現状

1　データから見る地域福祉の現状

中間見直しでは、①令和６年度（2024 年度）から令和８年度（2026 年度）の変化、②第４期計画策定時の認識との差、③地域生活課題への影響、④後半期間に必要となる対策、の順に整理します。特に、人口・世帯構成、相談件数、地域活動の担い手、孤独・孤立、生活困窮、権利擁護等についての経年比較を行うことで、変化の背景と施策への影響について示します。

計画策定以降も、本市では少子高齢化や人口減少が進行しており、地域社会の構造は大きく変化しています。また、生活様式や価値観の多様化に伴い、地域住民が抱える課題も複雑化・複合化が進んでいます。

高齢者や単身世帯の増加、生活困窮相談の増加、孤独・孤立の問題などは、地域福祉に大きな影響を与えており、地域活動の担い手不足や人と人とのつながりの希薄化は、地域における支えあいの基盤にも影響を及ぼしています。

こうした変化を踏まえ、地域福祉を推進する上で新たに対応が求められる課題や、これまで以上に重点的な取組が必要となる分野を検討します。

（１）市民の状況変化

人口減少と高齢化だけでなく、単身世帯の増加、世帯規模の縮小、家族による支援力の変化を一体的に捉え、人口構成の変化が見守り・移動・住まい・権利擁護・終活・災害時支援などにどのような影響を与えているかを分析します。

①人口の推移

本市の将来人口推計では、総人口はゆるやかに減少していく見込みです。
年齢区分別に見ると、０～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少する一方で、65歳以上の老年人口は年々増加傾向にあります。また、65歳以上の老年人口割合は令和17年（2035年）に30％を超え、令和22年（2040年）には市民の３人に１人以上が高齢者となることが見込まれます。

こうした状況から、確実に少子高齢化が進んでいることがわかります。

■人口推移及び将来人口推計

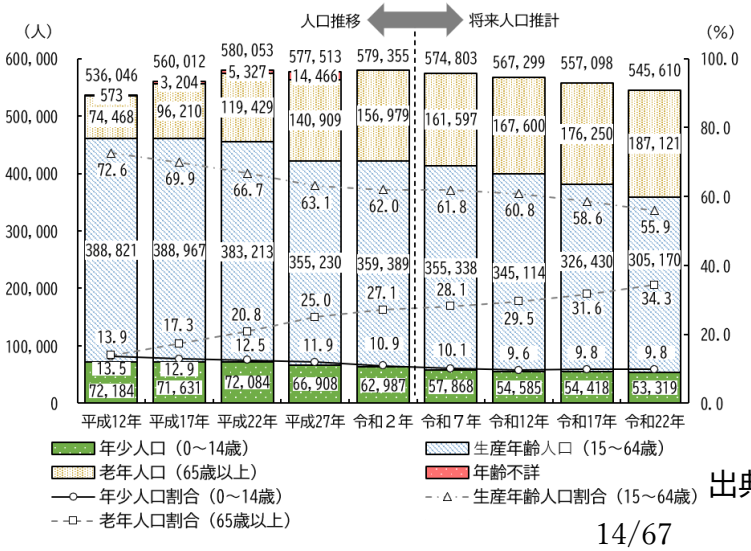

本節、各グラフのデータは
最新数値を精査中。
各グラフの表示方法も
微修正する予定。

出典：八王子市人口ビジョンをもとに作成

②一般世帯の状況

本市の一般世帯数（全ての世帯数から、施設入所等の世帯を除いた数）は増加を続け、令和２年（2020年）には約26万６千世帯となっています。

家族類型で見ると、単独（単身）世帯が令和２年（2020年）には11万世帯となっており、核家族世帯とあわせ、増加傾向にあります。

■一般世帯及び１世帯あたり人員の推移

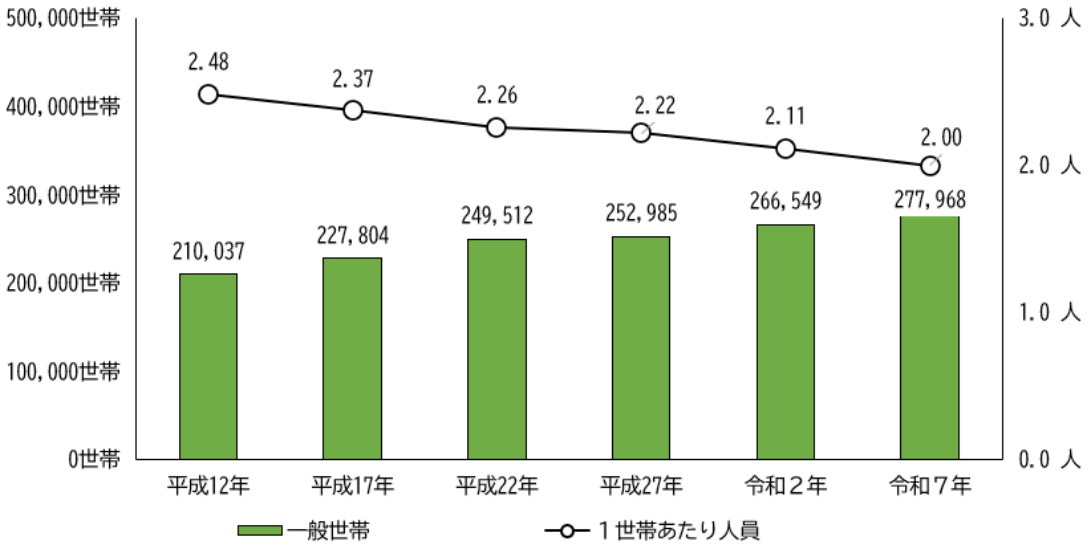

出典：国勢調査（各年 10 月１日現在）

■家族類型別世帯数の推移

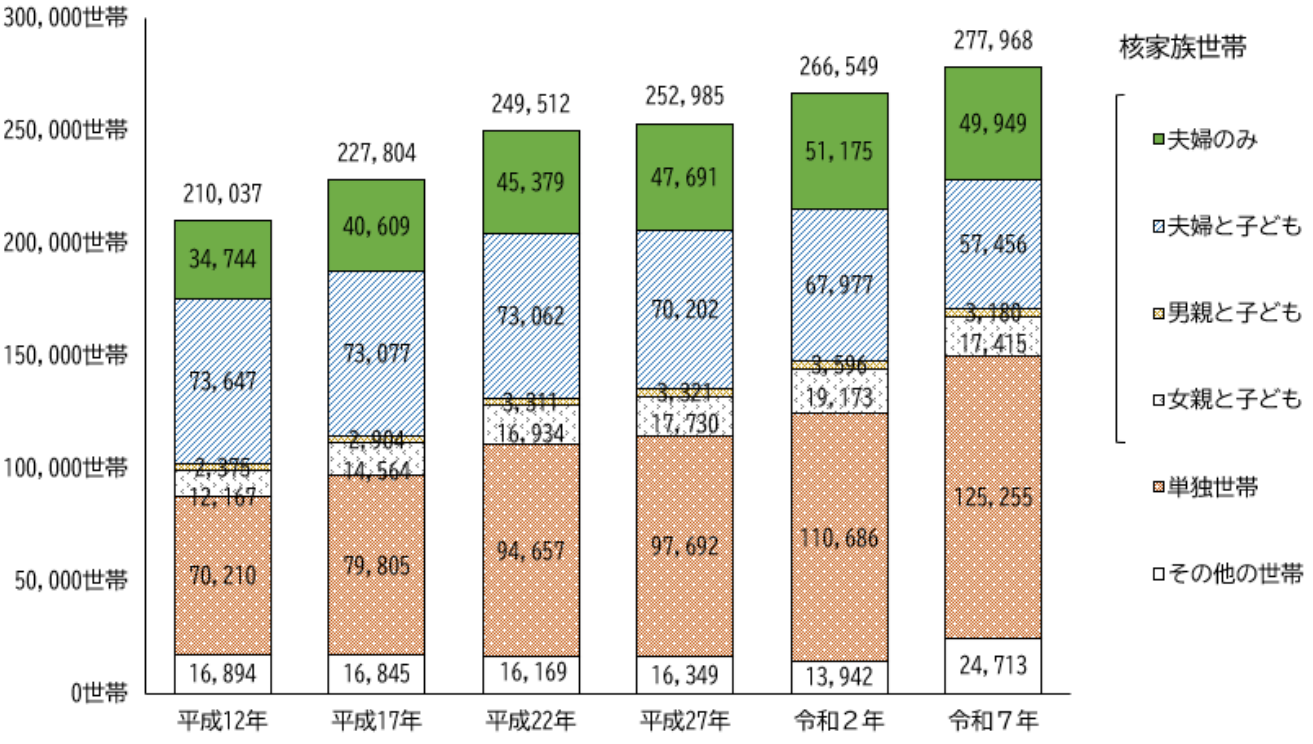

出典：国勢調査（各年 10 月１日現在）

③高齢者の状況

本市の高齢者を含む世帯数は大幅に増加を続け、令和２年（2020年）には約９万８千世帯となっています。特に、高齢独居世帯と高齢夫婦世帯は年々増加しており、令和２年（2020年）には高齢夫婦世帯が約３万１千世帯、高齢独居世帯が約２万９千世帯となっています。

また、介護保険制度における要支援･要介護認定者数も年々増加しており、令和８年（2026年）には32,499人となっています。

■高齢者を含む世帯数の推移

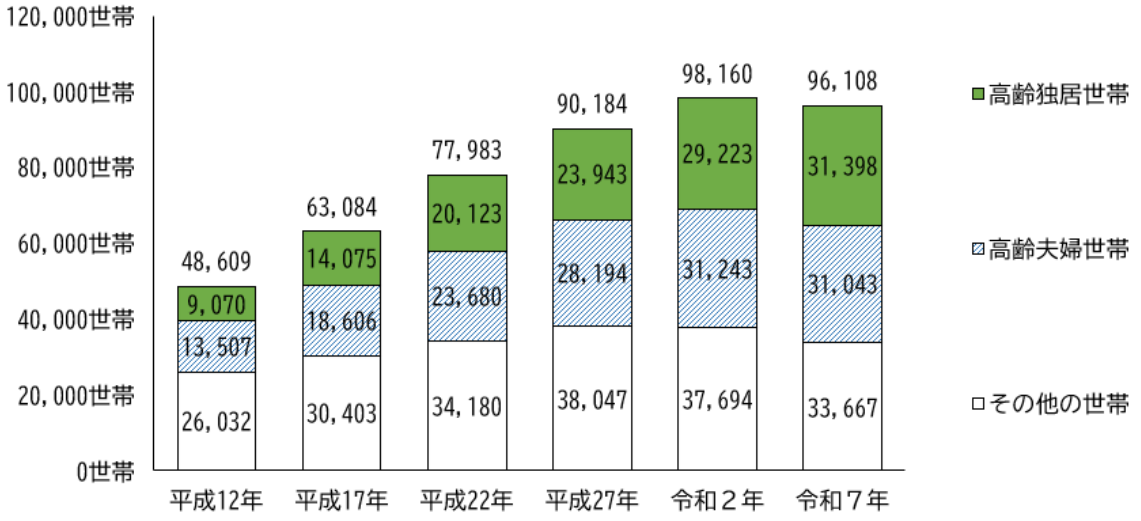

出典：国勢調査（各年 10 月１日現在）

■要支援・要介護認定者数の推移

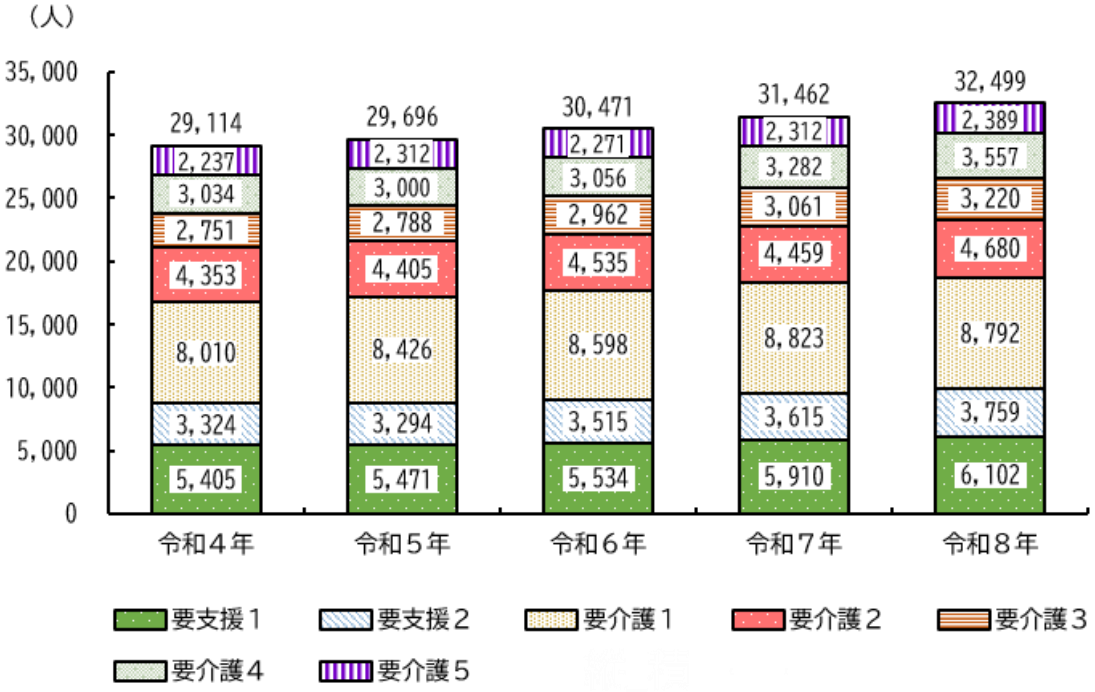

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年３月末現在）

④障害者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳の所持者が最も多く、１万５千人台で推移しています。一方、愛の手帳（東京都療育手帳）と精神障害者保健福祉手帳の所持者は年々増加しており、令和８年（2026年）には精神障害者保健福祉手帳の所持者が9,043人、愛の手帳（東京都療育手帳）の所持者が5,653人となっています。

■障害者手帳所持者数の推移

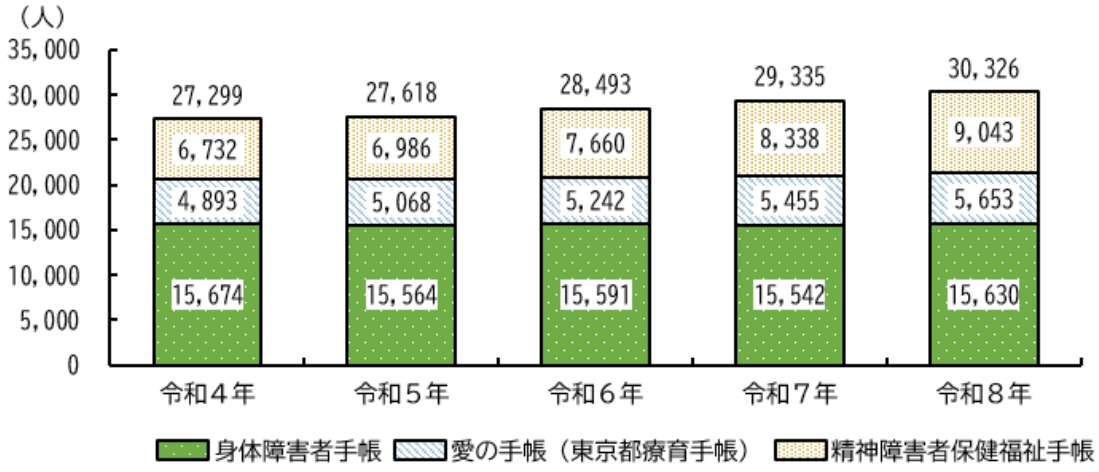

出典：障害者福祉課（各年４月１日現在）

⑤生活保護利用者の状況

本市の生活保護利用者の状況は、被保護世帯数、被保護者数ともに増加傾向となっており、令和８年（2026年）には8,800世帯、10,641人となっています。

■被保護世帯数、被保護者数の推移

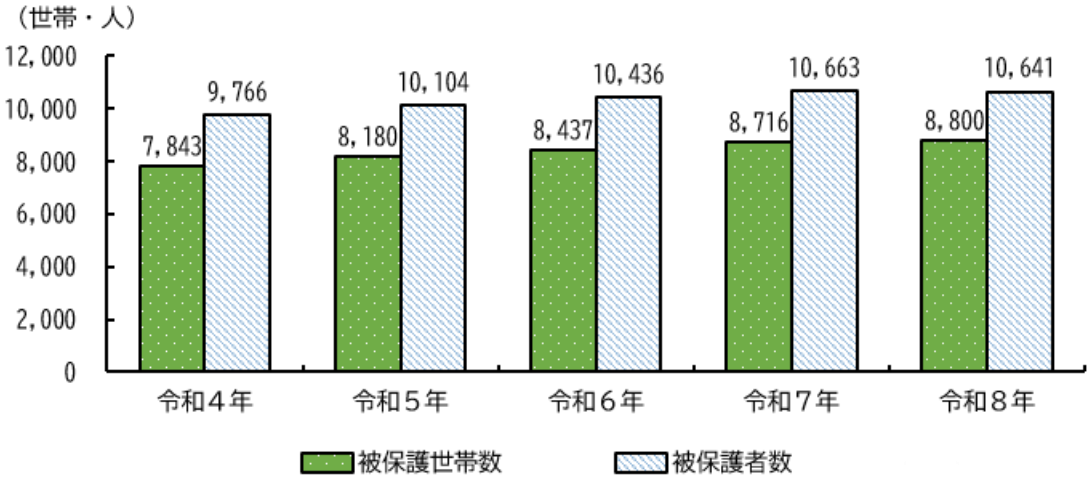

出典：生活支援課（各年４月末日現在）

⑥生活困窮者自立相談支援の状況

生活困窮者自立支援制度における新規相談受付件数は、令和２年(2020年)をピークに年々減少傾向にあります。 これはコロナによる影響が徐々になくなり、就労・増収率も令和５年（2023年）には51%に上昇したことによると考えられます。

■生活困窮者自立支援制度における支援状況調査（全国）

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
新規相談受付件数（件）	248,398	786,195	555,779	353,095	293,455
人口 10 万人あたり（%）	16.2	51.4	36.6	23.4	19.5
プラン作成件数（件）	79,429	138,955	146,719	100,457	93,282
人口 10 万人あたり（%）	5.2	9.1	9.7	6.6	6.2
就労支援対象者数①（人）	35,431	75,947	79,365	57,720	45,141
人口 10 万人あたり（%）	2.3	5	5.2	3.8	3.0
就労者数（人）	25,212	20,489	23,100	21,286	20,212
うち就労支援対象プラン作成者分②	16,717	14,501	17,633	16,619	16,194
増収者数（人）	8,650	12,713	18,052	13,783	10,597
うち就労支援対象プラン作成者分③	4,890	6,067	9,887	8,376	6,617
就労･増収率（②+③）/①	61%	27%	35%	43%	51%

出典：生活困窮者自立支援制度における支援状況調査（厚生労働省）

本市においても、生活自立支援課における生活困窮者自立相談支援の件数は増加傾向であり、令和７年度（2025年度）は3,417件となっています。

■生活困窮者自立相談支援の件数の推移（八王子市）

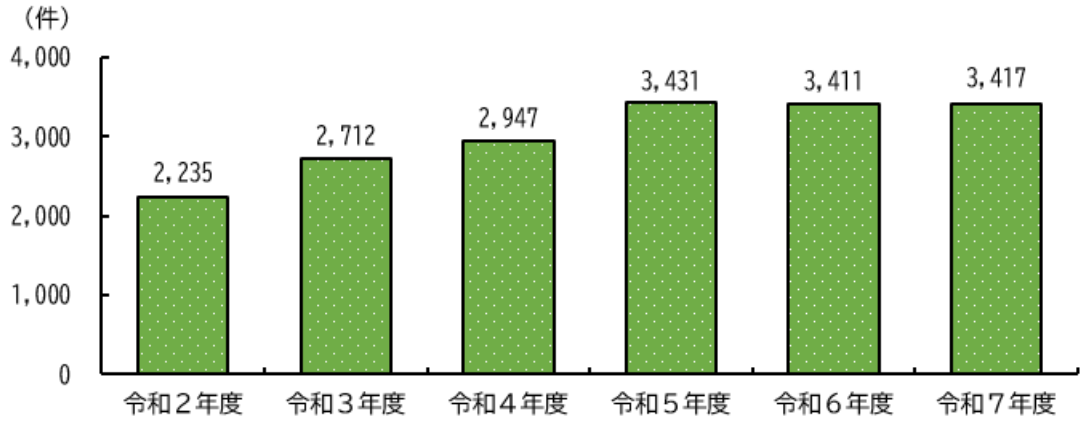

出典：生活支援課（各年度末現在）

⑦従来からの担い手の状況

民生委員・児童委員やうぃずサービス※協力員といった、従来から地域福祉を支えている担い手は減少傾向となっています。

■民生委員・児童委員充足率等の推移

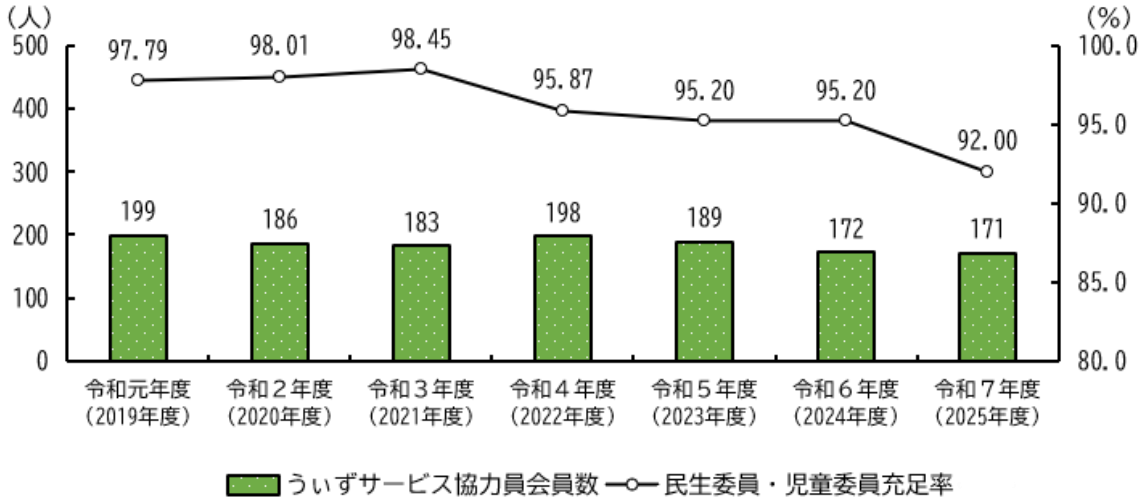

出典：共生社会推進課（各年度末現在）

※　うぃずサービス（有償家事援助サービス）　高齢者や障害のある方などが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、会員制により有料で家事援助サービスを提供している。利用会員の希望にあわせて、コーディネーターが協力会員を紹介する。

2　第４期計画　中間での振り返り

（１）第４期計画の概要と進捗管理

第４期計画の基本目標、３つのテーマ及び施策体系は維持し、細施策ごとの取組状況と事業目標の達成状況を確認します。評価では、実施量だけでなく、必要な人に支援が届いたか、地域や関係機関とのつながりが強まったかという成果の視点を重視します。

（２）テーマごとの分析と見直すべき課題

第４期計画では、「つながる」をキーワードに、「地域のつながり」、「人材のつながり」、「サービスのつながり」の３つのテーマを設定し、地域共生社会の実現に向けた取組を推進しています。計画期間前半においては、重層的支援体制整備事業を中心とした包括的な相談支援体制の充実や、はちまるサポートの運営、地域づくりの推進、多様な主体との連携強化など、地域福祉を推進するための基盤整備を進めてきました。

ここでは、３つのテーマごとにこれまでの取組状況や成果、課題を整理し、計画の進捗状況を評価します。

テーマ①　地域のつながり（地域福祉を推進する仕組みの充実）

★誰もが地域の力になれるしくみづくり（施策１-１）
★福祉や健康づくりが身近になる環境づくり（施策１-２）

❶取組と成果

地域のつながりでは、地域住民や地域団体、多様な主体がつながりながら支えあう地域づくりを進めてきました。地域づくりの推進や居場所づくり、はちまるサポーターの取組などを通じて、「つながる」ための基盤づくりが進みつつあります。一方で、孤独・孤立や担い手不足など、引き続き対応すべき課題も見られます。

【意識調査の結果から】

隣近所と「困った時に相談したり助け合ったりする」関係にある人は 7.4%である一方、今後そのような関係を希望する人は 20.6%となっており、地域での支え合いに対する潜在的なニーズがうかがえます。また、地域活動について「機会があれば参加したい」とする人は 50.0%に上っています。

❷後期に向けた課題

地域との関わり方や価値観が多様化する中、従来の地域活動への参加を一律に求めるのではなく、一人ひとりが無理なく地域とつながることのできる環境づくりが必要です。

【意識調査の結果から】

地域活動への参加条件として「自由な時間」、「身近な場所」に加え、「精神的な負担が少ない」「役員・当番がない」ことが多く挙げられており、地域への関心を実際の参加につなげるしくみづくりが課題となっています。

今後は、居場所や交流機会の充実に加え、短時間・単発型の活動など多様で参加しやすい地域活動の選択肢を広げるとともに、孤独・孤立の状態にある人を地域や支援につなぐ取組を進める必要があります。

さらに、災害時に支援が必要な近所の人を知らない人が 83.6%となっていることなどを踏まえ、平時の見守りや地域活動と災害時の支え合いをつなぐなど、「福祉防災」の視点から地域のつながりを強化していくことも求められます。

テーマ②　人材のつながり（福祉人材の確保・充実・育成）

★福祉関係者などとの連携強化と新たな担い手づくり（施策２-１）
★様々な専門職との連携と包括的な支援体制の強化（施策２-２）

❶取組と成果

「人材のつながり」では、福祉関係者や専門職、地域の担い手との連携強化や、新たな担い手・つなぎ手の確保に向けた取組を進めてきました。

民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉の担い手を支援するとともに、多機関協働や専門職間の連携強化を図ってきましたが、人材不足や担い手の高齢化などの課題は依然として続いています。

【意識調査の結果から】

地域活動について「機会があれば参加したい」とする人が 50.0%いる一方、参加に必要な条件として、「自由な時間」41.9%、「身近な場所」41.8%、「精神的負担が少ない」34.7%、「役員や当番がない」32.3%が挙げられています。地域福祉の担い手が不足する一方で、条件が整えば地域に関わりたいと考える潜在的な担い手が存在することがうかがえます。

❷後期に向けた課題

民生委員・児童委員、町会・自治会、ボランティアなど、これまで地域福祉を支えてきた担い手を引き続き支援するとともに、限られた人に負担が集中する従来型の担い手構造から、多様な市民がそれぞれ可能な範囲で関われるしくみへ転換していくことが必要です。

特に、アンケートから確認できる潜在的な参加意向を地域福祉の新たな力につなげるため、短時間・単発・得意分野を活かした活動など、参加の入口や役割を多様化し、新たな担い手・つなぎ手を発掘・育成していくことが求められます。

また、地域課題の複雑化・複合化に対応するためには、地域の担い手の確保だけでなく、福祉専門職や関係機関、多様な地域主体が互いの役割や強みを理解し、必要な支援へつなぐことのできる関係づくりが重要です。

そのため「担い手を増やす」視点に加えて、「支援する人を支える」視点を重視し、研修、情報共有、相談体制、活動負担の軽減など、地域福祉を支える人材が継続して活動できる環境を整備していく必要があります。

テーマ③　サービスのつながり（福祉サービスの充実）

★一人ひとりに知りたい情報が届くしくみの充実（施策３-１）
★隙間のないサービス提供と効果的なサービス運用体制の充実（施策３-２）

❶取組と成果

サービスのつながりでは、地域住民が必要な支援につながることができるよう、相談支援体制の充実や福祉サービスの周知、関係機関の連携強化に取り組んできました。

はちまるサポートを中心とした包括的な相談支援体制の推進により、複雑化・複合化した課題への対応を進めてきた一方で、制度や相談窓口の認知度向上、情報発信の充実などが引き続き求められています。

【意識調査の結果から】

福祉制度について「かなり／ややわかりにくい」と回答した人は 56.8%となっています。また、生活困窮の相談窓口を知らなかった人は 70.3%、ひきこもり相談窓口を知らない人は 92.2%となっており、サービスそのものの充実に加えて、必要な人が必要な情報や相談先にたどり着けるしくみづくりが課題となっています。

❷後期に向けた課題

複雑化・複合化する生活課題に対応するため、分野別の相談支援を充実させるだけでなく、相談者の属性や課題にかかわらず、身近な場所で相談を受け止め、必要な支援や関係機関につなぐ包括的な支援体制を一層強化していくことが必要です。

特に、アンケートでは福祉制度を「わかりにくい」と感じる人や相談窓口を知らない人が多いことから、制度や窓口を整備するだけでなく、市民が「どこに相談すればよいかわからない」状態を減らすことが重要です。

今後は、制度や所管別の情報発信から「お金」、「住まい」、「介護」、「家族」、「孤独・孤立」など、市民の困りごとを起点として必要な支援へたどり着ける情報提供・相談導線への転換を進める必要があります。

あわせて、経済的不安、孤独・孤立、ひきこもりなど、本人からの相談だけでは把握しにくい課題について、地域や関係機関からの気づきを相談支援につなげる仕組みを充実させ、問題が深刻化する前に必要な支援につなぐ予防的・アウトリーチ型の支援の強化が求められます。

第３章

第４期計画
中間見直しの基本的な考え方

1 中間見直しで取り組む方向性

第４期計画の前半期間においては、地域福祉を推進するための基盤整備や多機関協働による支援体制の充実が進み、一定の成果が見られました。特に、重層的支援体制整備事業の推進により、制度や分野の垣根を越えた相談支援体制の構築が進むとともに、はちまるサポートを中心とした包括的な支援が充実してきています。

一方で、地域生活課題の複雑化・複合化はさらに進んでおり、孤独・孤立、地域活動の担い手不足、避難行動要支援者への支援、認知症への対応や一人暮らし高齢者の大幅な増加などを受けた社会福祉法の改正をどのように地域福祉として対応していくのか、高齢化に伴う終活や死後事務への不安など、新たな課題への対応も求められています。

ここまでの背景や社会変化、第１章・第２章の内容を総括し、方向性を次のとおり整理します。

（１）地域福祉を取り巻く状況

この３年間は、「コロナ禍からの社会活動の回復」と「コロナ禍で顕在化した課題の定着」が同時に進んだ期間でした。交流や地域活動が再開する一方、孤独・孤立、担い手不足、複合課題、物価上昇による生活不安などは解消せず、支援ニーズはむしろ多様化しています。このため、第４期計画の後半期間では、制度別の支援を充実するだけではなく、早期把握、包括的相談支援、参加支援、地域づくりを循環させることを基本的な考え方とします。

（２）地域生活課題の複雑化・複合化

少子高齢化や人口減少、家族形態の変化、地域とのつながりの希薄化などを背景として、市民が抱える生活課題は複雑化・複合化しており、近年では、高齢の親と中高年の子が生活困難や社会的孤立を抱える８０５０問題をはじめ、ひきこもり、孤独・孤立、生活困窮、ヤングケアラーなど、複数の課題が重なり合うケースが増加しています。また、制度や分野ごとの支援だけでは十分な対応が難しい「制度の狭間」にある課題も顕在化しています。

さらに、精神疾患や精神障害のある方が地域で安心して暮らし続けるためには、保健、医療、福祉をはじめとする関係機関が連携し、地域全体で支える体制づくりが求められています。

（３）地域のつながりの変化

単身世帯の増加やライフスタイルの多様化などにより、人と人とのつながりや地域との関わり方は変化しています。

地域活動やボランティア活動などに参加する人が固定化・高齢化する一方で、地域活動の担い手不足が課題となっています。また、身近に相談したり助け合ったりできる人がいないと感じる人も少なくなく、地域で支え合う力の低下が懸念されています。

一方で、孤独・孤立の予防や地域生活課題の早期発見・早期支援を進めるためには、日常生活の中での見守りや声掛け、居場所づくりなど、人と人との緩やかなつながりが重要です。

また、近年頻発する自然災害に備える上でも、地域住民、福祉専門職、関係機関などによる平時からのつながりや支援関係づくりが不可欠となっています。特に、避難行動要支援者への支援を実効性あるものとするためには、災害時だけでなく、日頃からの見守りや相談支援を通じた関係づくりが重要となっています。

（４）法改正を踏まえた地域福祉のあり方（人生の最終段階をめぐる課題の顕在化など）

高齢化の進行や単身高齢者の増加、家族関係の変化などを背景として、人生の最終段階に関する不安や課題が顕在化しています。

身寄りのない方や家族とのつながりが希薄な方の増加により、入院や施設入所時の手続、死後事務、葬儀や埋葬などへの不安を抱える人が増えています。また、自らの人生の最終段階について考え、準備したいというニーズも高まっています。

さらに、本人が望む医療やケアについて、家族や支援者とあらかじめ話し合うＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング、人生会議）への関心も高まっています。本人の意思や価値観を尊重しながら、必要な支援につなぐ仕組みづくりが求められています。

2 第４期計画の基本目標とめざす姿

第４期計画では、「だれもが、地域の中で、共に支えあい、安心して、元気で活き活きと暮らすことができるまちづくり」を基本目標に掲げ、「つながる」をキーワードとして地域福祉施策を推進してきました。

計画策定後も、少子高齢化や人口減少、単身世帯の増加、孤独・孤立の深刻化など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。また、避難行動要支援者への支援や人生の最終段階を見据えた支援など、新たな課題への対応も求められています。

こうした状況を踏まえ、本増補版では第４期計画の基本理念や施策体系を継承しながら、社会変化に対応した重点的な取組を進めることで、地域共生社会の実現を目指します。

基本目標

だれもが、地域の中で、共に支えあい、

安心して、元気で活き活きと暮らすことができるまちづくり

めざす姿

“市民力・地域力”地域における<u>つながりあい</u>※

※「つながりあい」とは、人とひと、人と地域が世代や分野を超えてつながり、支え合う「地域共生社会」の姿を表しています。

3 第４期計画のキーワード

（１）第４期計画のキーワード

地域生活課題が複雑化・複合化し、孤独・孤立など課題が見えにくくなる中では、困りごとが生じてから支援につなぐだけでなく、日頃から人や地域、必要な情報や支援とつながっていることが重要です。そこで、本計画では、「つながる」を引き続きキーワードとし、つながりを「つくる」、「強める」、「つなぎ直す」ことによって、課題の早期発見・早期支援と地域で支え合う力の向上を図ります。

（２）後期３年間で重視する視点

①誰もが「つなぎ手」になれる地域へ

福祉活動の「担い手」だけでなく、日頃のあいさつや交流、見守りなど、自分のできる範囲で人や地域とゆるやかにつながる人を「つなぎ手」と捉え、誰もが地域福祉に関わることのできる環境をつくります。

②課題を早期に捉え、支援につなぐ

複雑化・複合化した課題や孤独・孤立などの潜在的な課題に対し、はちまるサポートをはじめとする相談支援機関や地域の多様な主体が連携し、早期に気づき、必要な支援につなげる重層的な支援体制を強化します。また、デジタル化の進展を活かした課題の早期発見についても施策を展開する中で有効に活用することが求められます。

③一人ひとりに合った関わり方を広げる

地域福祉への関わり方は一様ではありません。「知る」、「つながる」、「参加する」、「支える」など、一人ひとりの関心や状況に応じた多様な参加を広げ、市民力・地域力を高めます。第４期計画でも、属性ではなく「福祉との関わりの深さ」に応じて期待される行動を示しています。

④必要な人に情報と支援を届ける

相談窓口や福祉サービスを「知らない」ことによって支援から取り残されることがないよう、情報の届け方を工夫するとともに、相談・支援につながりやすい環境を整えます。

4 重層的支援体制整備事業のさらなる深化・推進（重層的支援体制整備事業実施計画）

本市が令和３年度（2021 年度）より開始した「重層的支援体制整備事業」は、はちまるサポートを推進の中核機関に据え、高齢や障害、子育てなど、福祉に関係する様々な相談支援機関（以下、総じて「福祉関係機関」といいます。）の分野の垣根を越えた包括的な支援体制を構築し、複雑化・複合化した地域生活課題に対応するしくみとして、重要な役割を担っています。一方で、地域生活課題の複雑化・複合化や孤独・孤立の深刻化など、福祉を取り巻く環境は変化しており、重層的支援体制整備事業に求められる役割も高まっています。

こうした状況を踏まえ、支援を必要とする人や世帯の早期把握、複雑化・複合化した課題への分野横断的な支援、多機関協働による包括的な支援体制の強化、地域とのつながりや社会参加の機会の確保を図りながら、事業の進捗管理と継続的な改善を行うため、実施目標、評価指標、評価方法及び見直しサイクルを定めます。

（１）第４期計画中間見直しにおける「重層的支援体制整備事業」の推進視点

⇒地域生活課題の深刻化予防に向けた早期把握と支援への“つなぎ”（これまでを継承）

（２）第４期計画における各事業の方向性と提供体制

①包括的相談支援事業

<table>
<tr><td colspan="4">包括的相談支援事業</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="3">相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、関係支援機関との連携、つなぎを行う。</td></tr>
<tr><td>方向性</td><td colspan="3">（１）はちまるサポートの拠点化とＣＳＷの機能強化
（２）各福祉関係機関における相談対応の共通化</td></tr>
<tr><td rowspan="12">提供体制</td><td>名称</td><td>分野</td><td>設置数</td></tr>
<tr><td>高齢者あんしん相談センター</td><td>高齢者</td><td>21 か所</td></tr>
<tr><td>障害者相談支援事業所</td><td>障害者</td><td>５か所</td></tr>
<tr><td>親子つどいの広場</td><td rowspan="5">子育て</td><td>11 か所</td></tr>
<tr><td>子ども・若者育成支援センター</td><td>10 か所</td></tr>
<tr><td>南口総合事務所</td><td>１か所</td></tr>
<tr><td>保育幼稚園課</td><td>１か所</td></tr>
<tr><td>保健福祉センター</td><td>３か所</td></tr>
<tr><td>生活自立支援課</td><td>生活困窮</td><td>１か所</td></tr>
<tr><td>若者総合相談センター</td><td>若者</td><td>１か所</td></tr>
<tr><td>はちまるサポート（13 箇所から６箇所へ拠点化などを検討）</td><td>全分野</td><td>６か所</td></tr>
<tr><td>関連細施策</td><td colspan="3">3-1-1　多様な媒体を活用した情報提供
3-1-2　福祉情報のわかりやすい発
3-2-1　はちまるサポートの機能強化
3-2-2　複雑化・複合化した地域生活課題に対応する支援スキームの共通化</td></tr>
</table>

地域生活課題の複雑化・複合化に伴い、既存の制度や分野ごとの支援だけでは対応が難しい事例が増加していることから、支援を必要とする人や世帯を早期に把握し、適切な支援につなぐための仕組みづくりを推進します。また、複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯に対し、福祉関係機関が分野横断的に連携して包括的な支援を行う体制の充実を図ります。

さらに、多機関による連携を促進するため、合同研修や事例検討等を通じて各相談支援機関における連携意識や支援力の向上を図ります。

②地域とのつながりを活かした課題の早期発見・支援、分野横断的な相談支援体制の充実

<table>
<tr><td colspan="4">地域づくりに向けた支援事業</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="3">地域住民が出会い、交流できる場や居場所の確保に向けた支援と、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネートを行う。</td></tr>
<tr><td>方向性</td><td colspan="3">（1）『八王子未来デザイン２０４０』の「地域づくり」と連携した担い手・つなぎ手の充実と地域活動の活性化支援
（2）多様な主体と連携して地域生活課題や支援ニーズに対応できるプラットフォームの構築</td></tr>
<tr><td rowspan="14">提供体制</td><td>名称</td><td>分野</td><td>設置数</td></tr>
<tr><td>ふれあい・いきいきサロン活動支援</td><td rowspan="4">高齢者</td><td>－</td></tr>
<tr><td>高齢者ボランティア・ポイント制度</td><td>－</td></tr>
<tr><td>健康づくりサポーター養成・育成講座</td><td>－</td></tr>
<tr><td>生活支援コーディネーター</td><td>21 人</td></tr>
<tr><td>地域生活支援センター</td><td rowspan="2">障害者</td><td>１か所</td></tr>
<tr><td>地域活動支援センター</td><td>２か所</td></tr>
<tr><td>親子つどいの広場</td><td rowspan="5">子育て</td><td>11 か所</td></tr>
<tr><td>公立保育園</td><td>９か所</td></tr>
<tr><td>認可保育所</td><td>６か所</td></tr>
<tr><td>認定こども園</td><td>４か所</td></tr>
<tr><td>子ども・若者育成支援センター</td><td>10 か所</td></tr>
<tr><td>生活自立支援課</td><td>生活困窮</td><td>１か所</td></tr>
<tr><td>はちまるサポート（13 箇所から６箇所へ拠点化などを検討）</td><td>全分野その他</td><td>６か所</td></tr>
<tr><td>関連細施策</td><td colspan="3">1-1-1　地域住民が地域生活課題などを知る「学びの機会」の提供
1-1-2　住民主体による地域活動の活性化に向けた取組の強化
1-1-4　多様な主体と連携して解決する「共創」の推進
1-1-6　「市民力」、「地域力」を活かした地域づくりの推進
1-2-2　自分らしく社会とつながる多様な居場所の充実
1-2-4　誰でもできる”つながり”の普及啓発
1-2-5　地域福祉を支える「つなぎ手」の充実
3-1-1　多様な媒体を活用した情報提供
3-1-2　福祉情報のわかりやすい発信
3-2-5　社会福祉法人との連携による地域福祉の推進</td></tr>
</table>

参加支援事業		
概要	ひきこもり等課題を抱える方の自立に向けた、交流機会の提供、地域とのつながりや就労支援などの社会参加支援や参加機会の創出を行う。	
方向性	生きがい・やりがいに繋げる社会参加機会の充実	
提供体制	名称	設置数
	はちまるサポート(拠点化などを検討)	６か所
関連細施策	1-1-1　ボランティアセンター等による多様な参加支援 1-1-5　孤独・孤立対策の強化	

近年、はちまるサポートが行う相談支援業務の増大により、地域住民との顔の見える関係づくりや居場所づくり、ボランティア育成等の取組に十分な時間や人員を確保することが難しくなっています。このため、はちまるサポートの機能強化と専門性の集約による支援の体制の充実を図り、地域住民とのつながりの強化や地域における支え合い活動の推進を通じて、地域生活課題を早期に把握し、必要な支援につなげることのできる地域づくりを推進します。

③多機関協働による包括的支援体制の強化

令和３年度（2021 年度）から多機関協働事業を一部社会福祉協議会へ委託して実施してきましたが、近年、複雑化・複合化した課題の増加や支援ニーズの多様化に伴い、連携先が拡大し、複数の関係機関が連携して対応する困難事例の調整に多くの時間を要しています。

このため、令和８年度（2026 年度）より多機関協働事業を市直営で実施し、庁内外の横断的な連携体制の強化及びＤＸを活用した情報共有・連携プラットフォームの構築により、複雑化・複合化した課題への対応力の向上に取り組んでいます。

また、関係機関の役割分担の明確化や支援方針の調整機能を強化し、世帯全体を見据えた包括的な支援を推進するとともに、必要な支援が切れ目なく提供できる体制の整備を推進します。

多機関協働事業		
概要	複雑化・複合化した支援ニーズに対して、福祉関係機関の役割を整理し、支援の方向性を示すとともに、支援体制の構築を行う。	
方向性	分野別の支援をつなぐ連携基盤の強化	
提供体制	名称	設置数
	共生社会推進課	１か所
関連細施策	2-2-1　多機関連携の強化による専門職の有効活用 2-2-3　福祉関係者などの分野横断的な“つながり”強化 2-2-4　相談対応力を向上する機会の充実 3-2-4　民間事業者が地域生活課題解決の担い手になるしくみの構築 3-2-6　地域福祉を推進する「包括的な地域福祉ネットワーク会議」の充実	

④アウトリーチ等を通じた地域づくり

はちまるサポートを拠点化し、専門性の集約による支援機能の強化を図るとともに、地域へのアウトリーチを中心とした能動的な活動の充実や参加機会の創出を行います。また、支援につながりにくい方への継続的な関わりを通じて、地域とのつながりや社会参加の機会を確保するとともに、一人ひとりの状況に応じた社会参加の場や居場所づくりにつながる支援を推進します。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		
概要	福祉サービスが途切れないよう、必要な住民への訪問（アウトリーチ）による支援の継続的な繋ぎを行う。	
方向性	ＣＳＷによるアウトリーチ機能の充実	
提供体制	名称	設置数
	はちまるサポート（13 箇所から６か所へ拠点化などを検討）	６か所
関連細施策	2-1-2　医療や福祉の専門職と地域の“つながり”づくり 2-2-2　専門職との連携によるアウトリーチ支援体制の強化	

（３）事業目標及び評価方法

「地域生活課題の深刻化予防に向けた早期把握と支援のつなぎ」の実現に向け、多機関協働事業を核とした相談支援ネットワークが構築され、各相談支援機関が連携して支援を進めます。また、支援を必要とする人や世帯の早期把握、複雑化・複合化した課題への分野横断的な支援、多機関協働による包括的な支援体制の強化及び地域とのつながりや社会参加の機会の確保を実施目標として取組を推進します。

各評価指標について、毎年度実績を踏まえた事業評価を行います。評価に当たっては、各事業の実施状況や関係機関との連携状況､地域とのつながりや社会参加に向けた取組状況等を確認し、包括的な支援体制の構築に向けた進捗を把握します。

また、複雑化・複合化事例への対応状況等の事例検証や関係機関へのヒアリングを行い、評価結果や地域の状況変化を踏まえながら、必要に応じて事業実施方法や連携体制の見直しを図ります。

評価結果は、地域福祉計画の進行管理と一体的に確認し、継続的な事業改善につなげます。

5　福祉圏域の考え方

本見直しにおいては、地域の特性や生活圏を踏まえた地域福祉を推進するため、市域を区分する６地域を地域の状況や課題を把握する基本的な単位とするとともに、住民に身近な中学校区を地域活動や支え合いを進める単位とする第４期計画の考え方を継承します。

一方で、高齢者福祉における日常生活圏域、こども・保健分野の担当区域、民生委員・児童委員の地区など、各分野ではそれぞれの目的に応じた圏域や支援拠点が設けられています。このため、６地域や中学校区を一律の境界として捉えるのではなく、既存の圏域や地域資源、交通・生活動線、住民のつながりなどを踏まえ、必要な相談・支援にアクセスしやすい拠点のあり方の検討を推進します。

また、地域の生活課題は一つの圏域や分野だけで完結するものではないことから、圏域を越えた拠点間の連携や、福祉・保健・子ども・教育・防災などの区域も念頭に置き、分野を越えたネットワークを重視することで、身近な地域での支え合いから専門的・広域的な支援までが重層的につながる、地域共生社会の推進に向けた、地域福祉の推進体制を構築します。

6 計画の体系と内包する計画

現行計画のものを基本に修正予定
（作成中　表は現行のもの）

基本目標	テーマ		施策		施策の推進視点		細施策	
だれもが、地域の中で、共に支えあい、安心して、元気で活き活きと暮らすことができるまちづくり	1 地域のつながり	地域福祉を推進するしくみの充実	1-1	誰もが地域の力になれるしくみづくり	視点1	一人ひとりの暮らしを支える身近な助けあいの充実	1-1-1	地域住民が地域生活課題などを知る「学びの機会」の提供
							1-1-2	住民主体による地域活動の活性化に向けた取組の強化
							1-1-3	ボランティアセンター等による多様な参加支援
					視点2	暮らしやすい地域をみんなで支える体制づくり	1-1-4	多様な主体と連携して解決する「共創」の推進
							1-1-5	孤独・孤立対策の強化
							1-1-6	「市民力」「地域力」を活かした地域づくりの推進
			1-2	福祉や健康づくりが日常になる環境づくり	視点1	元気に活き活きと暮らす、生きがい・やりがいの創出	1-2-1	生きがい・やりがいが生まれる社会参加や交流の促進
							1-2-2	自分らしく社会とつながる多様な居場所の充実
							1-2-3	公共の場や身近な生活空間での“つながり”づくり
					視点2	日常に溶け込む“つながり”の醸成	1-2-4	誰でもできる“つながり”の普及啓発
							1-2-5	地域福祉を支える「つなぎ手」の充実
							1-2-6	地域の“つながり”で守る「安全・安心な暮らし」
	2 人材のつながり	人材の育成・支援・活用	2-1	福祉関係者などとの連携強化と新たな担い手づくり	視点1	福祉関係者や専門職との連携強化	2-1-1	民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり
							2-1-2	医療や福祉の専門職と地域の“つながり”づくり
					視点2	新たな「担い手」「つなぎ手」の確保	2-1-3	大学などとの“つながり”ですすめる地域福祉
							2-1-4	地域生活課題に連携して取り組む専門職の確保
			2-2	様々な専門職との連携と包括的な支援体制の強化	視点1	多様な地域生活課題に取り組む専門職との連携による支援体制の強化	2-2-1	多機関連携の強化による専門職の有効活用
							2-2-2	専門職との連携によるアウトリーチ支援体制の強化
							2-2-3	福祉関係者などの分野横断的な“つながり”強化
					視点2	福祉関係者などの相談対応力の強化	2-2-4	相談対応力を向上する機会の充実
							2-2-5	福祉人材の育成
	3 サービスのつながり	福祉サービスの充実	3-1	一人ひとりに知りたい情報が届くしくみの充実	視点1	必要なサービス情報を効果的に届ける計画的な情報提供	3-1-1	多様な媒体を活用した情報提供
							3-1-2	福祉情報のわかりやすい発信
			3-2	隙間のないサービス提供と効果的なサービス運用体制の充実	視点1	包括的な相談支援体制の充実	3-2-1	はちまるサポートの機能強化
							3-2-2	複雑化・複合化した地域生活課題に対応する支援スキームの共通化
					視点2	民間事業者や社会福祉法人による多様なサービスの充実	3-2-3	自分らしい生活を継続する支援へのつなぎと環境整備
							3-2-4	民間事業者が地域生活課題解決の担い手になるしくみの構築
							3-2-5	社会福祉法人との連携による地域福祉の推進
					視点3	人材と財源を有効活用する効果的なサービスの運用	3-2-6	地域福祉を推進する「包括的な地域福祉ネットワーク会議」の充実
							3-2-7	効果的なサービス運用に向けた評価

【第４期計画に内包する計画】

第４期計画には、「生活困窮者自立支援方策」及び「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」並びに「重層的支援体制整備事業実施計画」が内包されています。

それら３つの計画（方策）に基づき推進する取組やその目標については、それぞれ関連する細施策内に他の取組とあわせて記載しています。

■３つの計画（方策）に関連する細施策一覧

内包計画	事業・取組	関連する細施策
重層的支援体制整備事業実施計画		P●～●参照
成年後見制度利用促進計画	成年後見に関する相談窓口	1-1-1　地域住民が地域生活課題などを知る「学びの機会」の提供 1-1-2　住民主体による地域活動の活性化に向けた取組の強化 2-2-4　相談対応力を向上する機会の充実 2-2-5　福祉人材の育成 3-1-1　多様な媒体を活用した情報提供 3-1-2　福祉情報のわかりやすい発信 3-2-1　はちまるサポートの機能強化 3-2-3　自分らしい生活を継続する支援へのつなぎと環境整備 3-2-5　社会福祉法人との連携による地域福祉の推進 3-2-6　地域福祉を推進する「包括的な地域福祉ネットワーク会議」の充実
	市民後見人の養成・支援	
	法人後見の推進	
	後見人等に関する苦情等への対応	
	市長による申立の実施	
	成年後見制度の利用支援	
	権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	2-2-1　多機関連携の強化による専門職の有効活用
生活困窮者自立支援方策	生活困窮者自立支援制度における課題整理と方向性	2-2-1　多機関連携の強化による専門職の有効活用
	生活困窮者の自立支援のための方策	2-2-4　相談対応力を向上する機会の充実 2-2-5　福祉人材の育成 3-1-1　多様な媒体を活用した情報提供 3-1-2　福祉情報のわかりやすい発信 3-2-3　自分らしい生活を継続する支援へのつなぎと環境整備 3-2-6　地域福祉を推進する「包括的な地域福祉ネットワーク会議」の充実
	関係機関・他制度、多様な主体による支援	1-1-5　孤独・孤立対策の強化 2-1-4　地域生活課題に連携して取り組む専門職の確保 2-2-4　相談対応力を向上する機会の充実 2-2-5　福祉人材の育成
	生活困窮者等への支援を通じた地域づくり	1-1-1　地域住民が地域生活課題などを知る「学びの機会」の提供 2-2-1　多機関連携の強化による専門職の有効活用 2-2-2　専門職との連携によるアウトリーチ支援体制の強化 2-2-3　福祉関係者などの分野横断的な“つながり”強化 3-2-5　社会福祉法人との連携による地域福祉の推進

第4章

施策の展開

1　後期３年間の「重点的な取組」

第４期計画の後半期間においては、第３章で整理した「現行計画の課題」と「社会課題の広がり」に対応するための「重点的な取組」として、①福祉相談窓口の再編と対応力向上、②福祉防災の推進、③人生の最終段階を見据えた支援の３つを計画に位置付けます。

■ここまでの整理と３つの「重点的な取組」

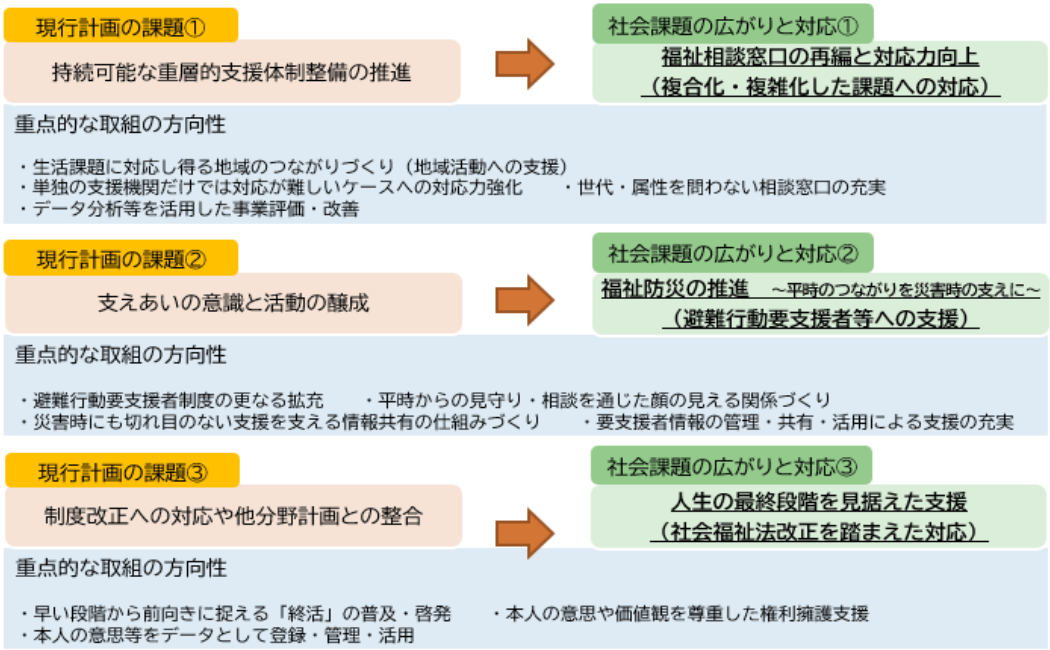

１．「重点的な取組」について

（１）福祉相談窓口の再編と対応力向上

令和９年度（2027 年度）からの社会福祉法等改正も見据え、支援会議の活用、重層的支援体制整備事業実施計画の目標・評価の明確化、地域住民と支援関係機関の協働を進めます。

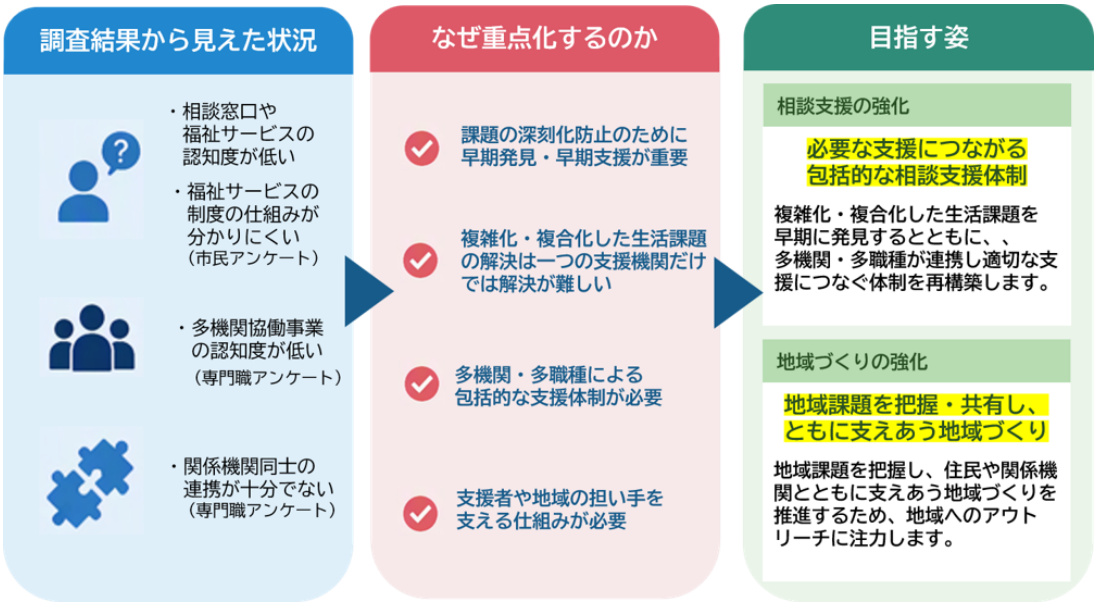

また、子ども・若者、生活困窮、精神保健、住まい等など、複数の分野にまたがる課題を抱え、必要な支援につながりにくいケースを想定し、「相談を受けてからつなぐ」だけでなく、地域の気づきを支援につなげます。そして、地域住民や関係機関、多様な主体の連携により、複雑化・複合化した生活課題に対応できる体制を目指します。

①方向性

８０５０問題や孤独・孤立、精神保健福祉に関する課題など、複数の課題が重なり合うケースが増加しています。このような課題に対応するため、本人や世帯全体を包括的に支える相談支援体制の充実を図るとともに、単独の機関だけでは対応が困難な課題に対し、関係機関が連携・役割分担しながら支援を行う多機関協働を推進します。また、はちまるサポートの機能強化や関係機関との連携強化を進め、制度や分野の垣根を越えた支援体制の構築を図ります。

②具体的な取組

地域生活課題が複雑化・複合化する中、支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援につなげるためには、分野を越えた連携による包括的な相談支援体制の充実が必要です。

このため、はちまるサポートを中心とした相談支援体制の強化やアウトリーチの充実、多機関協働の推進などにより、課題を抱える人や世帯を包括的に支援する体制づくりを推進します。

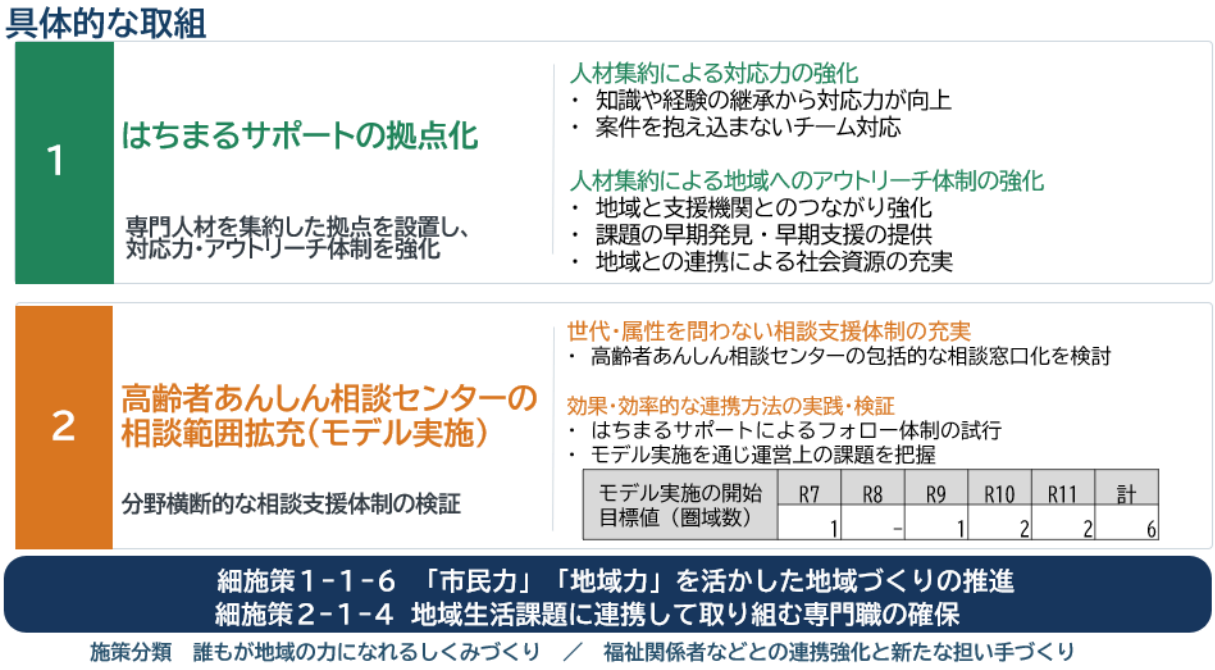

（２）福祉防災の推進

地域とのつながりの希薄化や担い手不足により、災害時に支援を必要とする人を地域で支える力が弱まりつつあります。また、行政、福祉専門職、地域団体、民生委員・児童委員、ボランティアなど、多様な主体が連携しながら、災害時にも支援が途切れにくい地域の基盤を構築していく必要があります。

令和７年（2025 年）の災害対策基本法・災害救助法改正を踏まえ、個別避難計画だけでなく、避難所・在宅避難・車中泊等を含む避難生活期の福祉支援まで視野を広げます。平時の見守り情

報と災害時の支援情報をどのようにつなぐか、福祉専門職、地域、行政、防災部門、ＤＷＡＴ等がどの段階で役割を担うかを整理し、「災害時に福祉が動ける平時の地域づくり」を推進します。

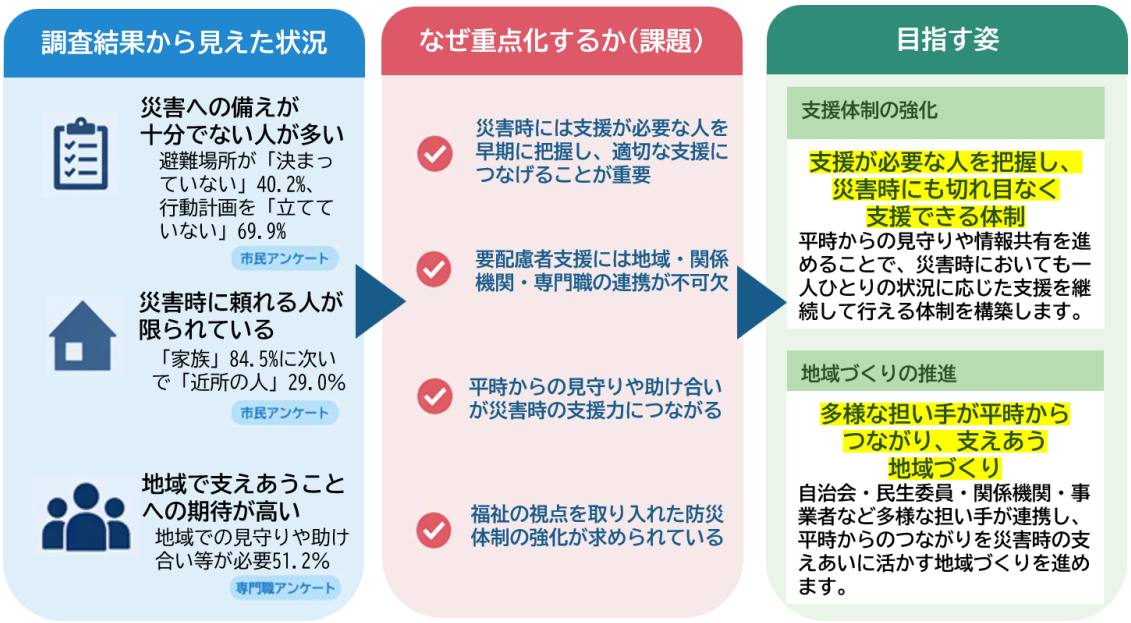

①方向性

災害時に支援を必要とする人の安全を確保するため、個別避難計画等の制度的な備えと、平時の見守り・地域との関係づくりを一体的に推進します。福祉専門職、民生委員・児童委員、地域団体、防災関係部門等が、それぞれの役割を確認し、発災時に機能する支援体制へ高めます。

②具体的な取組

災害時に支援を必要とする人を適切に支援するためには、平時からの見守りや助け合い、関係機関による情報共有など、地域におけるつながりを育んでおくことが重要です。

このため、地域住民や関係機関、多様な担い手との連携を強化し、平時からのつながりを災害時の支えにつなげる福祉防災の取組を推進します。

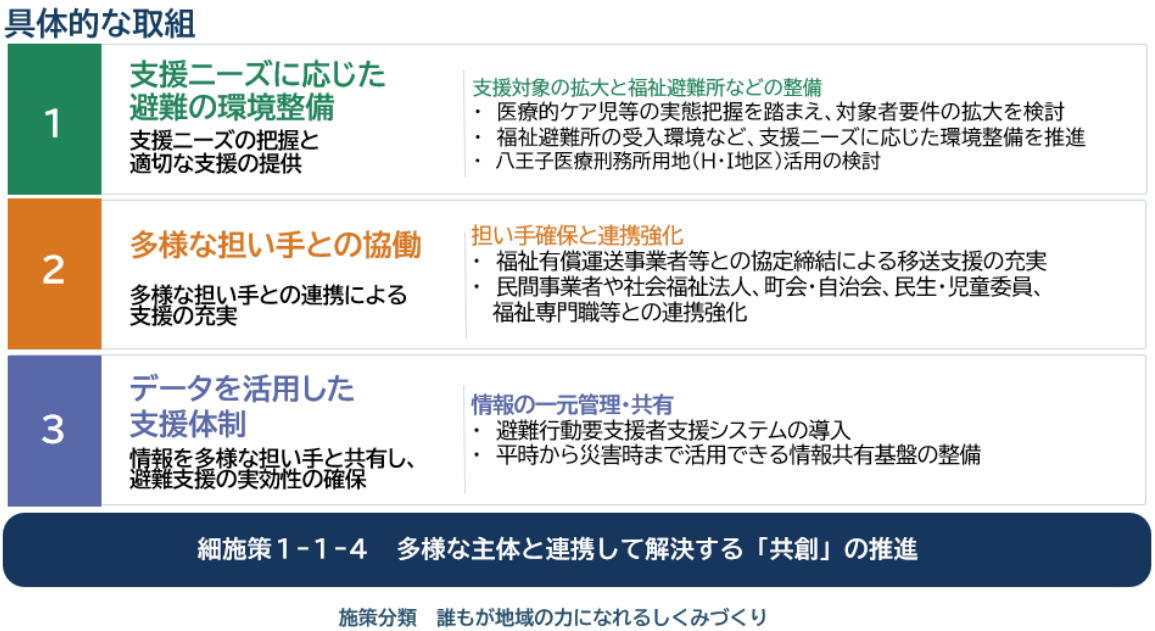

（３）人生の最終段階を見据えた支援

高齢化や単身世帯の増加を背景として、終活や死後事務、ＡＣＰ（人生会議）などに関する支援ニーズが高まっています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、人生の最終段階においても本人の意思や価値観が尊重されることが重要です。

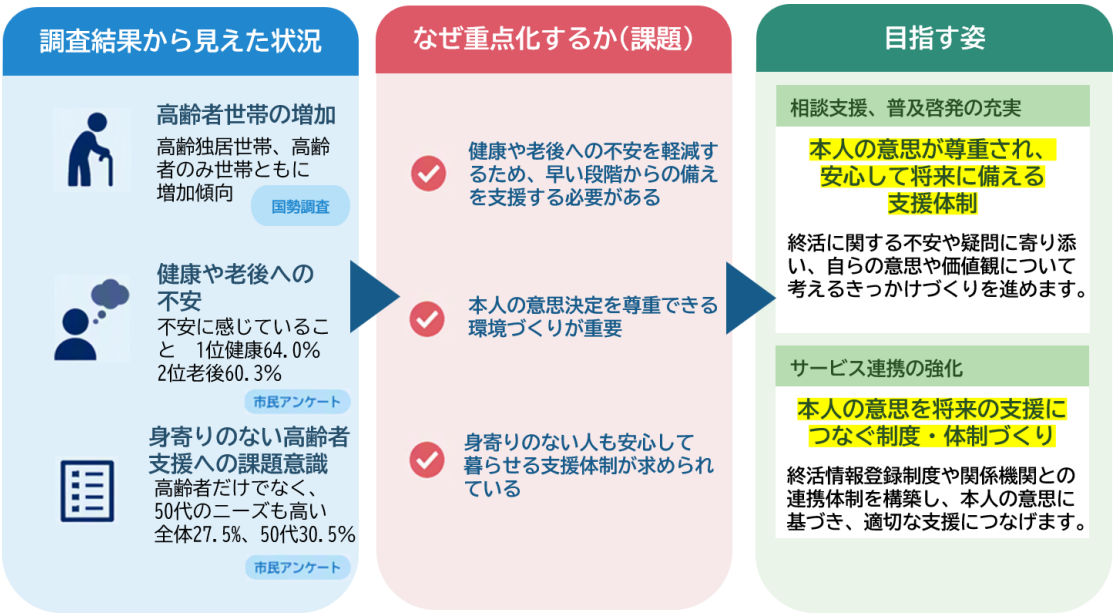

①方向性

終活に関する情報提供や相談支援の充実、ＡＣＰの普及啓発、関係機関との連携強化などを通じて、本人が望む暮らしや人生の最終段階を支える体制づくりを進めていく必要があります。

また、福祉、医療、司法などの関係機関が連携し、人生の最終段階を支える分野横断的な支援体制の構築を推進します。

②具体的な取組

終活の普及啓発にとどまらず、頼れる身寄りがいない人への日常生活支援、入院・入所等の手続支援、死後事務、意思決定支援、権利擁護などを連続した課題として整理します。

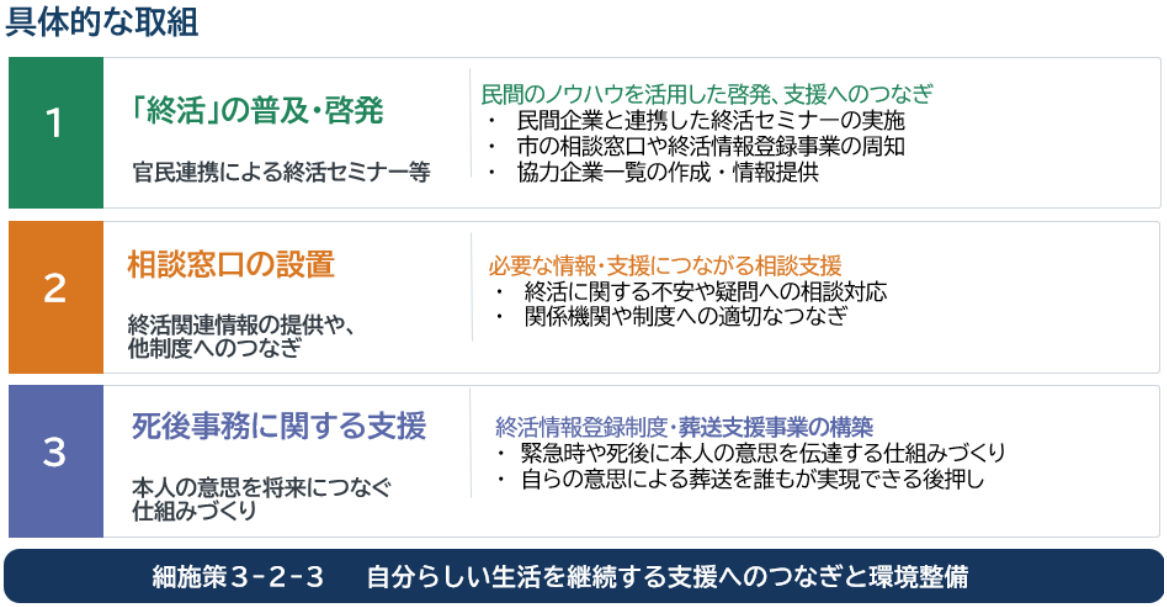

令和８年（2026 年）の社会福祉法等改正では、頼れる身寄りがいない高齢者等へのこれらの支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付けることとされており、本市においても相談・支援体制の整備が重要となります。「地域権利擁護相談支援センター」を市町村が設置できる仕組みも盛り込まれています。

また、令和８年の民法等改正により成年後見制度は、本人に必要な範囲・期間で利用できる仕組みへ大きく見直されました。人生の最終段階の支援は、ＡＣＰや死後事務だけでなく、本人の意思決定を支え、必要な時期に適切な権利擁護の手段を選べる相談体制と一体的に進めます。

２．データを活用した「予防型福祉行政」の推進

人口減少や高齢化、単身世帯の増加などにより地域生活課題が複雑化する中、課題が深刻化してから対応するだけでなく、地域や暮らしの変化を早期に捉え、必要な支援や地域づくりにつなげる予防的な取組が重要です。

（１）地域の状況の把握と分析

人口・世帯構成、介護・福祉サービス、相談状況、地域資源などのデータを分野横断的に分析し、地域ごとの特徴や課題、変化を把握することで、地域の状況を踏まえた効果的な事業展開につなげていきます。

（２）データを活用した早期把握・予防

相談やサービス利用に至った後の状況だけでなく、生活機能や社会参加、地域とのつながりなどの変化にも着目し、課題の早期把握、アウトリーチ、介護予防、孤独・孤立対策、社会参加等につなげる予防的な取組を検討します。

（３）施策の改善と地域づくりへの活用

相談データや地域の声などを分析し、個別支援から見えてきた共通課題を地域づくりや施策改善へ還元します。また、事業量だけでなく、支援の早期化や課題の深刻化予防などの成果を検証し、限られた人材・財源・地域資源の効果的な活用につなげます。

（４）適正で効果的なデータ活用

ＡＩ等の技術についても、データ分析や相談支援、職員・専門職の業務を補完する手段として活用します。個人情報保護や情報セキュリティを徹底するとともに、データだけで人を判断することなく、本人の意思や尊厳を尊重した活用を基本とします。

2　既存の取組の見直し

見直し内容、評価項目、目標値等で調整中のところがあります。本文中では黒丸（●）や「調整中」などとしています。

１．既存の取組の状況確認と改善

（１）社会変化などに合わせた各施策の改善・見直し

改善・見直しに当たっては、①法令・国制度の改正、②市民ニーズ・相談実績の変化、③既存施策の進捗と目標値との乖離、④関連計画との整合、⑤計画後半に生じることが見込まれる社会変化、の５つの視点から確認します。特に後期３年間は、社会福祉法等改正、成年後見制度見直し、介護・障害福祉報酬改定等が重なるため、制度施行後の運用状況に応じて柔軟に施策を改善できる構成とします。

（２）指標の見直しについて

第４期計画に位置付けた各施策及び事業については、計画期間前半の実施状況を踏まえ、目標達成状況の確認を行いました。目標の達成状況や社会情勢の変化、関連計画との整合などを踏まえながら、計画期間後半における取組内容の充実を図ります。

２．テーマごとの見直しについて

令和６年（2024 年度）に策定した本計画においては、Ｐ●●～●●（現行計画のＰ56～57）に掲載している「計画の体系」の各細施策を達成するために、各対象者別計画に設定されている主な事業目標を掲載しています。

この増補版冊子においては、計画の中間見直しに際し各事業の実施状況を確認し、実施内容や評価項目に変更が生じるものを抜粋して掲載しています。必要に応じた取組の内容や評価方法の見直しにより、後期３年間各細施策の達成を目指します。

（１）本節の見方

施行中の計画本文を基礎とし、令和９年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの計画後半を見据え、制度改正・社会環境の変化・今後の見通しを意識し【後期３年間の方向性】として追記しています。

■本章の表について

1-1-1　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

□□□

１．地域のつながり

これからの地域福祉には、地域住民や、多様な主体が、これまで以上につながりを強め、地域生活課題の情報や互いの特性、知恵、ノウハウを共有し、取り組むしくみや体制が必要となります。また、『八王子未来デザイン２０４０』では、重点テーマとして「多様かつ複合化した地域課題の解決に向け、市民力・地域力をもとにして、地域が主体的に支えあえる『地域づくり』を推進する」ことを掲げています。

本テーマでは、一人ひとりが地域生活課題やニーズ等の情報を「知る」ことや、多様な主体の“つながり”を軸とした、地域福祉を推進する施策を示していきます。

（１）現状

①人とひと、人と社会とのつながりが希薄化しています。新型コロナウイルス感染症等の影響により、４人に１人が「他人との関係が希薄になった」と感じています。

②暮らし方が多様化し、地域課題や生活ニーズへの対応が難しい問題が増えています。約７割の市民が住民相互の協力関係の必要性を感じています。

（２）施策展開の方向性

①地域づくり、相談支援、参加支援を別々の取組として扱うのではなく、はちまるサポート、ＣＳＷ、生活支援コーディネーター、地域団体、民間事業者、大学等が役割を分担し、地域の気づきを支援と参加につなぐ循環をつくります。

②『八王子未来デザイン２０４０』で示す方向性にあわせ、地域福祉の視点から、地域が主体的に支えあえる『地域づくり』を推進します。

③地域生活課題の深刻化を予防するため、多様な主体との“つながり”を基盤とした早期把握と支援へのつなぎを充実します。

④日常生活の中で自然と“つながり”が生まれる意識の醸成と環境づくりを推進します。

１－１　誰もが地域の力になれるしくみづくり

１-１-１　地域住民が地域生活課題などを知る「学びの機会」の提供

地域住民が、地域生活課題や支援ニーズについて「知る」ための地域フォーラムや、ボランティア活動に必要な知識を習得するための講座、老後の対策など自らのライフコースで必ず直面する課題への備えを啓発する学習会など、地域福祉に関することについて学ぶ機会を充実します。

【後期３年間の方向性】

地域福祉に関する学びを通じて、一人ひとりが地域の現状や課題への理解を深め、支え合いの担い手として主体的に関わるきっかけづくりを推進します。また、誰もが学びやすい環境のさらなる充実を図ります。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【７年度末】	対象者別計画の目標値		
			令和６年度	令和８年度（中間）	令和11年度（最終）
高齢者	高齢者あんしん相談センターによる地域向け講座の実施回数 【高齢者福祉課】	2,255 回	－	2,074 回	（変更前） － （変更後） 2,300 人
	変更理由：第４期地域福祉計画の中間見直しに伴い、新たに目標値を設定したため				
子ども	子育て講座実施数 【こども家庭センター】	2,569 回	1,086 回	－	（変更前） － （変更後） 2,500 回以上
	変更理由：第４期計画の中間見直しに伴い、新たに目標値を設定したため				
	若者が対象となる生涯学習講座数 【学習支援課】	17 講座	30 講座	－	（変更前） － （変更後） 10 講座以上
	変更理由：第２期子ども・若者育成支援計画の策定に伴い、目標値が設定されたため				

１-１-２　住民主体による地域活動の活性化に向けた取組の強化

住民ボランティアや地域活動団体の数は、年々減少傾向にあり、その活動範囲や内容も縮小傾向にあります。自分のできる範囲でボランティア活動をしたい、仲間を集めて地域福祉に取り組みたいなど、新たに地域福祉の担い手になる準備ができた方を実際の活動につなげるしくみを充実します。

【後期３年間の方向性】

住民ボランティアや地域活動への参加を希望する人と活動の場を効果的につなぐ仕組みを充実するとともに、多様な地域活動への参画機会の拡充を図ります。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【７年度末】	対象者別計画の目標値		
			令和６年度	令和８年度（中間）	令和11年度（最終）
高齢者	（変更前） 住民主体による介護予防・生活支援サービス提供団体数 （変更後） 住民主体による介護予防・生活支援サービス提供団体の新規立ち上げ数 【高齢者福祉課】	（変更前） 45 団体 （変更後） 新規１団体 （Ｒ７）	－	（変更前） 56 団体 （変更後） －	（変更前） － （変更後） 新規 12 団体 （Ｒ９～11）
	変更理由：廃止団体もあることを考慮し、高齢者計画・第 10 期介護保険事業計画の策定に伴い、新規立ち上げ 12 団体という考え方に転換したため				

	（変更前） 認知症支援「チームオレンジ」のチーム数 （変更後） 認知症支援「チームオレンジ」に参加できる機会の拡大 （講座の受講者数の向上） 【高齢者福祉課】	（変更前） 12 チーム （変更後） 1,005 人	－	21 チーム	（変更前） － （変更後） 1,500 人
	変更理由：高齢者計画・第 10 期介護保険事業計画の策定に伴い、活動の促進に資する講座への参加人数による評価に変更				
障害者	障害者サポーター養成講座受講者数 【障害者福祉課】	48 人／回	－	80 人	（変更前） － （変更後） 80 人
	変更理由：障害者計画等の中間見直しに伴い、新たに目標値を設定したため				

1-1-3　ボランティアセンター等による多様な参加支援

社会福祉協議会が運営する「八王子市ボランティアセンター」と他の関係機関（八王子市市民活動支援センター、八王子市シルバー人材センター等）の連携を強化し、ボランティア活動に限らず、一人ひとりのニーズに合わせた様々な社会参加（地域活動等への参加）につなげられるよう、場の選択肢を充実させるとともに、地域住民が無理なくはじめられる緩やかな活動から、徐々に大きな活動にも進んでいけるような、「段階的な社会参加」支援のしくみを新たに構築します。

【後期３年間の方向性】

地域住民がそれぞれの関心や状況に応じて社会参加の機会を選択できるよう、関係機関の連携をより強化し、多様な参加の場の充実を図ります。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【７年度末】	対象者別計画の目標値		
			令和６年度	令和８年度（中間）	令和11年度（最終）
高齢者	（変更前） てくポ（ボランティア・ポイント）ボランティア受入機関の数 （変更後） てくポ（イベント参加ポイント）参加者数 【高齢者福祉課】	（変更前） 279 機関 （変更後） 累計 20,058 人	－	（変更前） 315 機関 （変更後） －	（変更前） － （変更後） 累計 25,000 人
	変更理由：高齢者計画・第 10 期介護保険事業計画の策定に伴い、新たに目標値を設定したため				

1-1-4　多様な主体と連携して解決する「共創」の推進

行政や社会福祉協議会、地域住民だけでなく、民間事業者や大学なども暮らしを支える大きな主体のひとつととらえ、産官学の「共創」で地域生活課題の解決を目指す地域プラットフォームを充実します。

【後期３年間の方向性】

地域プラットフォームでは、行政、地域団体、福祉事業者、民間企業、教育機関等の多様な主体との連携を推進します。また、それぞれの強みや資源を活かしながら、地域課題の解決に取り組む共創の仕組みを充実します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【7年度末】	対象者別計画の目標値		
			令和６年度	令和8年度（中間）	令和11年度（最終）
高齢者	（変更前） 介護保険外サービス、ボランティアを利用している高齢者の割合 （変更後） 介護保険外サービス、ボランティアを利用している在宅要介護・要支援者の割合 【高齢者福祉課】	（変更前） － （変更後） 42.5%	－	30.0%	（変更前） － （変更後） ●%
	変更理由：高齢者計画・第 10 期介護保険事業計画の策定に伴い、評価項目を新たに設定したため				
	コーディネーターと民間企業が連携したイベント等の開催 【高齢者福祉課】	45 回／年		23 回／年	（変更前） － （変更後） 50 回／年
	変更理由：高齢者計画・第 10 期介護保険事業計画の策定に伴い、目標値が設定されたため				

１-１-５　孤独・孤立対策の強化

日常生活もしくは社会生活において孤独を覚えることや、社会から孤立していることにより、ひきこもりや８０５０問題などの地域生活課題に発展する可能性があることを踏まえ、国は、孤独・孤立の状態にある方への支援を強化するため、「孤独・孤立対策推進法」を施行（令和６年４月１日）しました。これにより市町村は、この法律の基本理念を踏まえ、社会のあらゆる分野において当事者等の状況に応じた施策を策定・実施することや、関係機関等とともに必要な情報交換及び支援内容に関して協議を行う場の設置に努めることなどが必要となりました。

こうした国の動向を踏まえ、孤独・孤立状態にある本人やその家族を社会や地域、支援の情報につなげる、早期発見・早期支援のしくみを構築します。

【後期３年間の方向性】

孤独・孤立の状態にある人やその家族が、必要な支援や社会とのつながりを持てるよう、関係機関や地域の多様な主体との連携を強化します。また、地域住民や関係機関との関わりを通じて、早期発見・早期支援につながる環境づくりを推進します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

<table>
<tr><th rowspan="2">対象計画</th><th rowspan="2">評価項目</th><th rowspan="2">現状値
【７年度末】</th><th colspan="3">対象者別計画の目標値</th></tr>
<tr><th>令和６年度</th><th>令和８年度
（中間）</th><th>令和11年度
（最終）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">障害者</td><td>農作業体験参加人数

【障害者福祉課】</td><td>119 人</td><td>－</td><td>40 人</td><td>（変更前）
－
（変更後）
145 人</td></tr>
<tr><td colspan="5">変更理由：障害者計画等の中間見直しに伴い、新たに目標値を設定したため</td></tr>
<tr><td rowspan="2">子ども</td><td>（変更前）
子ども食堂などを実施する団体数
（変更後）
子ども食堂など、
八王子市地域子ども支援事業の
登録団体がある中学校区

【子どものしあわせ課】</td><td>（変更前）
65 団体
（変更後）
28 校区</td><td>35 団体</td><td>（変更前）
－
（変更後）
33 校区
※Ｒ９目標値</td><td>（変更前）
－
（変更後）
全 37 校区</td></tr>
<tr><td colspan="5">変更理由：第２期子ども・若者育成支援計画の策定に伴い、評価項目・目標値を設定したため</td></tr>
</table>

1-1-6　「市民力」「地域力」を活かした地域づくりの推進

本市では、『八王子未来デザイン２０４０』に基づき「市民力」、「地域力」を活かした「地域づくり」を推進しています。

この「地域づくり」とも　“つながり”をもち、ひきこもりの問題や高齢者、障害者の移動に関する課題など、多様化、複雑化する様々な地域生活課題に、福祉関係機関や地域の多様な主体が一体となって取り組む力の醸成を図っていきます。

【後期３年間の方向性】

地域の実情や特性、課題、社会資源等を共有し、地域の強みを活かした支援や参加の仕組みづくりを進めます。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【７年度末】	対象者別計画の目標値		
			令和６年度	令和８年度（中間）	令和11年度（最終）
高齢者	（変更前） 運転ボランティア人数・圏域ごとの移動支援提供団体数 （変更後） 移動支援コーディネーターの移動課題解決等に向けた団体伴走支援数 【高齢者福祉課】	（変更前） 24 団体 （変更後） ●団体	－	28 団体	（変更前） ― （変更後） 10 団体
	変更理由：第 10 期高齢者計画の策定に伴い、評価項目を変更したため				
地域福祉等	（変更前） 地域づくり推進会議を設置している中学校区数 （変更後） 中学校区に基づく考え方からの転換 【協働推進課】	（変更前） ６校区 （変更後） ―	－	－	（変更前） 37 校区 （R12 まで） （変更後） 地域の発意によるプラットフォームの立ち上げ推進
	変更理由：八王子市地域づくり推進基本方針の改定に伴い、評価項目を変更したため				

１－２　福祉や健康づくりが日常になる環境づくり

１-２-１　生きがい・やりがいが生まれる社会参加や交流の促進

誰もが生きがいややりがいを持って健康的に暮らすことができるよう、一人ひとりの生活環境や心身状態にあわせた多様な社会参加や“つながり”が生まれやすい交流機会を充実します。

【後期３年間の方向性】

社会参加や交流を通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現につながる機会の充実を図るとともに、人と人とのつながりを育み、誰もが地域で活躍できる環境づくりを推進します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【７年度末】	対象者別計画の目標値		
			令和６年度	令和８年度（中間）	令和11年度（最終）
高齢者	シルバー人材センターの年間受託件数・就業延人数 【高齢者福祉課】	10,293 件 164,627 人	－	10,617 件 188,731 人	（変更前） － （変更後） ●件 ●人
	変更理由：高齢者計画・第 10 期介護保険事業計画の策定に伴い、新たに取組目標を設定したため				
	てくポ（イベント参加ポイント）参加者数 【高齢者福祉課】	累計 20,058 人	－	累計 20,058 人	（変更前） － （変更後） 累計 25,000 人
	変更理由：高齢者計画・第 10 期介護保険事業計画の策定に伴い、新たに目標値を設定したため				
障害者	通所施設での福祉的就労の利用者数（Ａ型作業所・Ｂ型作業所） 【障害者福祉課】	Ａ型 234 人 Ｂ型 2,014 人	－	Ａ型　305 人 Ｂ型 1,806 人	（変更前） － （変更後） Ａ型　250 人 Ｂ型 2,250 人
	変更理由：障害者計画等の中間見直しに伴い、新たに目標値を設定したため				
	農作業体験参加人数 【障害者福祉課】	119 人	－	40 人	（変更前） － （変更後） 145 人
	変更理由：障害者計画等の中間見直しに伴い、新たに目標値を設定したため				
子ども	就労支援を実施した方のうち、就職が決まった割合 【子育て支援課】	66.7%	66.0%	（変更前） － （変更後） 67.4%	（変更前） － （変更後） 69.4%
	変更理由：第４期計画の中間見直しに伴い、新たに目標値を設定したため				

1-2-2　自分らしく社会とつながる多様な居場所の充実

孤独・孤立状態になることを予防するため、一人ひとりの気持ちを尊重し、誰もが安心して過ごせる、人とひと、人と社会との“つながり”が生まれる様々な「居場所」を充実します。

【後期３年間の方向性】

誰もが気軽につながりを持ち、安心して過ごせる多様な居場所の充実を図るとともに、一人ひとりの状況や希望に応じて社会との関わりを持てる環境づくりを推進します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【７年度末】	対象者別計画の目標値		
			令和６年度	令和８年度（中間）	令和11年度（最終）
高齢者	地域包括ケア情報サイトの掲載情報数 【高齢者福祉課】	2,752 件	－	2,200 件	（変更前） － （変更後） 2,833 件
	変更理由：高齢者計画・第 10 期介護保険事業計画の策定に伴い、新たに目標値を設定したため				
	地域資源・ニーズの調査回数 【高齢者福祉課】	6,071 件	－	3,800 件／年	6,300 件／年
	変更理由：高齢者計画・第 10 期介護保険事業計画の策定に伴い、新たに目標値を設定したため				
障害者	（変更前） 八王子農業塾の参加事業者数 （変更後） 農作業体験参加人数 【障害者福祉課】	（変更前） １事業所 （変更後） 119 人	－	（変更前） ２事業所 （変更後） 40 人	（変更前） － （変更後） 145 人
	変更理由：農業塾廃止を踏まえ、農作業体験の支援を推進するため				
	放課後等デイサービス利用者数 【障害者福祉課】	1,991 人	－	1,465 人	（変更前） － （変更後） 2,370 人
	変更理由：障害者計画等の中間見直しに伴い、新たに目標値を設定したため				

1-2-3　公共の場や身近な生活空間での“つながり”づくり

住民同士の“つながり”が生まれやすい身近な場として、公園、保健福祉センター、市民センターなどの「公共の場」や日常生活で利用する飲食店や商業施設などを活用し、人や健康との“つながり”が充実する取組を推進します。

【後期３年間の方向性】

身近な場所を活用し、人と人、人と地域とのつながりを育むとともに、一人ひとりの興味や関心をきっかけとした交流や参加の機会の充実を図ります。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【７年度末】	対象者別計画の目標値		
			令和６年度	令和８年度（中間）	令和11年度（最終）
高齢者	住民主体による 通所型サービス提供人数 【高齢者福祉課】	43 講座 224 人	－	96 講座 240 人	（変更前） － （変更後） 60 講座 280 人
	変更理由：高齢者計画・第 10 期介護保険事業計画の策定に伴い、新たに目標を設定したため （1 講座あたりの参加人数が増えるよう、周知啓発に取り組む）				
	てくポ （イベント参加ポイント） 参加者数 【高齢者福祉課】	累計 20,058 人	－	累計 21,700 人	（変更前） － （変更後） 累計 25,000 人
障害者	変更理由：高齢者計画・第 10 期介護保険事業計画の策定に伴い、新たに目標を設定したため				
	放課後等デイサービス利用者数 【障害者福祉課】	1,991 人	－	1,465 人	（変更前） － （変更後） 2,370 人
	変更理由：障害者計画等の中間見直しに伴い、新たに目標値を設定したため				

1-2-4　誰でもできる“つながり”の普及啓発

ご近所での挨拶や友人との交流、暮らしに必要な情報へのアクセスなど、日常で無意識に行われている些細な“つながり”が、自分自身はもちろん、つながった相手の助けになることもあります。

こうした無意識の“つながり”はもちろん、それから一歩すすんだ“意識したつながり”が生まれる環境づくりを進めるために、“つながり”の効果や重要性についての普及啓発を充実していきます。

【後期３年間の方向性】

日常生活の中にある身近な“つながり”の大切さやその効果について理解を深めるとともに、誰もができる範囲で地域と関わり、支え合う意識の醸成を図ります。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【７年度末】	対象者別計画の目標値		
			令和６年度	令和８年度（中間）	令和11年度（最終）
子ども	（変更前） 子ども・子育てフォーラム開催 （変更後） 子どもたちが地域の人に見守られながら成長していると感じている市民の割合 【子どものしあわせ課】	（変更前） 実施なし （変更後） 50.3%	実施	－	（変更前） － （変更後） 60%
	変更理由：第４期計画の中間見直しに伴い、新たに評価項目・目標値を設定したため				

1-2-5　地域福祉を支える「つなぎ手」の充実

少子高齢化が進む中、地域福祉の「担い手」も高齢化が進んでおり、その不足が大きな問題となっています。一方で、地域福祉を支えるのは、従来からのボランティアや地域活動のように、自らの意思で活動する「担い手」だけではなく、自分のできる範囲でゆるやかに人や地域とつながる「つなぎ手」の存在も重要です。

ＣＳＷや生活支援コーディネーターが中心となり、誰もが自発的に人や地域とつながれるような環境を整え、より多くの地域住民が「つなぎ手」になれるしくみを構築します。

【後期３年間の方向性】

誰もが自分の出来る範囲で、地域との関わりを持つことができる環境づくりを進めるとともに、地域福祉を支える「つなぎ手」の充実を図ります。また、「つなぎ手」を支える支援体制や地域資源の充実を推進します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【７年度末】	対象者別計画の目標値		
			令和６年度	令和８年度（中間）	令和11年度（最終）
高齢者	認知症サポーター数 （新規サポーター） 【高齢者福祉課】	5,958 件	－	4,000 件	（変更前） － （変更後） 6,533 件
	変更理由：第 10 期高齢者計画の策定に伴い、新たに目標値を設定したため				
障害者	障害者サポーター養成講座 受講者数 【障害者福祉課】	48 人	－	80 人	（変更前） － （変更後） 80 人
	変更理由：障害者計画等の中間見直しに伴い、新たに目標値を設定したため				

1-2-6　地域の“つながり”で守る「安全・安心な暮らし」

災害などの緊急時、迅速かつ適切に行動するためには普段から人や地域とつながっていることが大切です。また、こうした“つながり”は防災だけでなく、防犯の効果も期待できます。日常

の“つながり”を強め、防災・防犯に対する知識の取得や災害時の対応方法まで含めた実践的な防災・防犯活動を推進します。

【後期３年間の方向性】

令和８年（2026 年）社会福祉法等改正で地域福祉推進における連携配慮施策として防災が明示されたことを踏まえ、防災を平時の見守りや地域参加の延長として捉えます。日頃からのつながりを生かした要配慮者支援や避難支援を進めるため、ＤＷＡＴ等の災害福祉支援との接続も見据え、福祉関係者と防災関係者の平時からの連携を強化します。

▶細施策ごとの中間見直しにおける取り組み内容（Ｐ●●再掲）

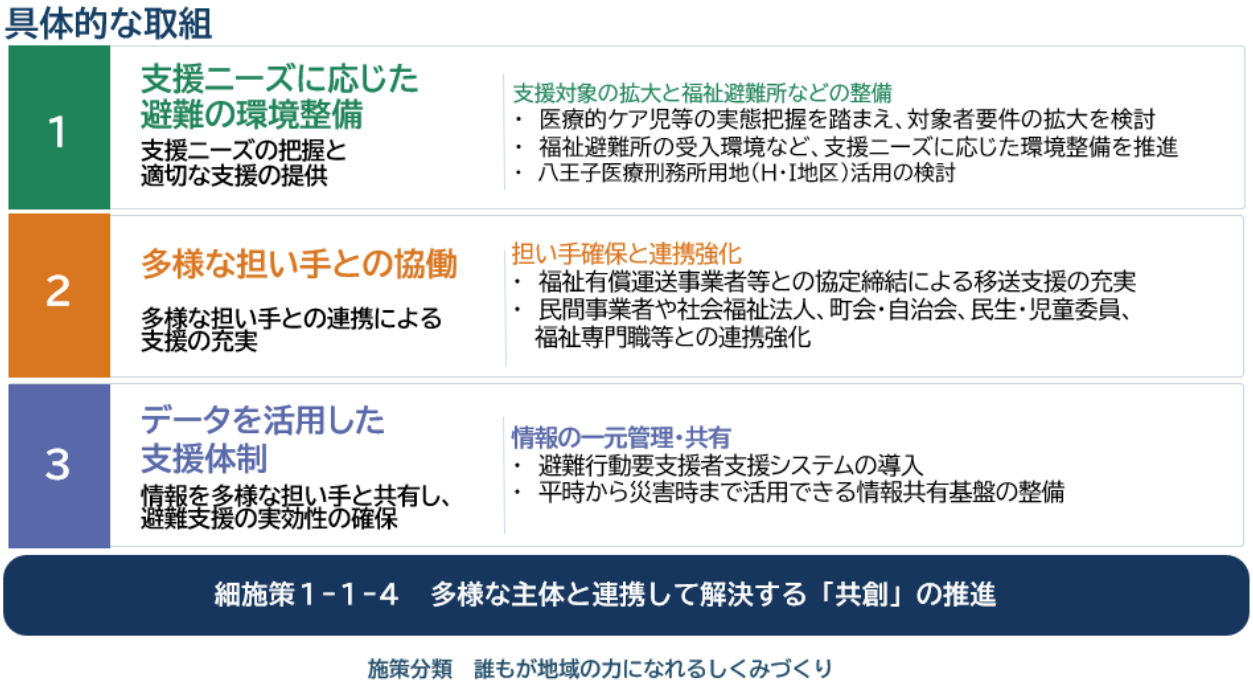

２．人材のつながり　～人材の育成・支援・活用～

地域で安心して暮らし続けるためには、日頃から福祉関係者や医療や介護、社会福祉などの専門職と地域がつながっていること、立場や専門性の垣根を越え、一体となって課題解決に取り組める包括的な支援体制が整備されていることなどが重要です。

本施策では、福祉活動を行う関係者や専門職が身近な地域と“つながる”取組をはじめ、学生や若者を対象とした未来の担い手づくりなど、市の強みを生かした様々な「人材」の“つながり”を示していきます。

（１）現状

①住民ボランティアや地域活動の担い手や専門職が不足しています。
②深刻化予防に向けた福祉と医療分野との連携による支援体制の充実が必要です。
③福祉関係機関の支援範囲を理解しあう機会や関係性を強める場が不足しています。
④地域での見守りや助け合い、高齢者支援の充実等が必要とされています。
⑤地域活動に関心を持つ人が、実際の活動につながりやすい環境づくりが必要です。

（２）施策展開の方向性

①課題の深刻化を予防するため、専門職を活用した早期把握・早期支援を充実します。
②住民ボランティアや地域活動団体をはじめとする多様な主体と福祉関係機関との連携を強化し、地域生活課題への包括的な支援体制の基盤を構築します。
③福祉関係機関の人材育成を図ります。

２－１　福祉関係者などとの連携強化と新たな担い手づくり

2-1-1　民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり

令和６年度（2024 年度）策定時の目標に継続して取り組みます。

2-1-2　医療や福祉の専門職と地域の“つながり”づくり

福祉や医療の専門職と地域が、分野や立場を越えて日常的に“つながり”が持てるように、専門職による、地域住民を対象とした地域生活課題の深刻化予防に向けた講座や研修の開催、地域活動への参加・協力など、関係機関と連携した地域生活課題への支援を推進していきます。

【後期３年間の方向性】

専門職による講座や地域活動等を通じて地域住民とのつながりづくりを進めるとともに、福祉・医療関係機関と地域との連携を一層推進し、地域生活課題の早期把握や深刻化予防に向けた取組を推進します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【７年度末】	対象者別計画の目標値		
			令和６年度	令和８年度（中間）	令和11年度（最終）
高齢者	高齢者あんしん相談センターによる地域向け講座の実施回数 【高齢者福祉課】	2,255 回	－	2,074 回	（変更前） － （変更後） 2,300 回
	変更理由：第４期計画の中間見直しに伴い、新たに評価項目・目標値を設定したため				

2-1-3　大学などとの“つながり”ですすめる地域福祉

本市は大学・短期大学・高専・専門学校が数多く立地しており、全国でも有数の学園都市です。この強みを活かして地域と大学などの“つながり”を強化し、学生や大学などが、地域福祉の「担い手」や「つなぎ手」になれるような機会を提供していきます。

【後期３年間の方向性】

学生の地域活動への参画や学びの機会を通じて、大学等と地域とのつながりを深めるとともに、地域福祉への理解を促進し、地域福祉活動への参加につながる取組を推進します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【７年度末】	対象者別計画の目標値		
			令和６年度	令和８年度（中間）	令和11年度（最終）
地域福祉等	（地域福祉に関する）認知度 ※　検討中 【共生社会推進課】	●●%	－	現状値以上	現状値以上
	変更理由：第４期計画の中間見直しに伴い、新たに評価項目・目標値を設定したため				
	「つながる」ことの効果や重要性を知っている人の割合 【共生社会推進課】	87.2%	－	現状値以上	現状値以上
	変更理由：第４期計画の中間見直しに伴い、新たに評価項目・目標値を設定したため				

2-1-4　地域生活課題に連携して取り組む専門職の確保

地域福祉では、生活環境や心身状況などの要因を適切に把握し、有効な支援につなぐことができる医療や福祉の専門職はとても重要です。

それらの専門職が不足しないよう、必要な人材を確保・育成するための取組を充実するとともに、医療や福祉に強い大学などと連携し、職場体験や就職相談会などの機会や場を充実するなど、未来の専門職を育成します。

【後期３年間の方向性】

社会情勢や制度改正等を踏まえながら、大学・養成校・関係団体等との連携を強化し、地域生活課題に対応する専門人材の確保・育成・定着に向けた取組を推進するとともに、専門職が能力を発揮しながら継続して活躍できる環境づくりを推進します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【７年度末】	対象者別計画の目標値		
			令和６年度	令和８年度（中間）	令和11年度（最終）
高齢者	福祉のしごと就職フェアの来場者数・就職者数 【高齢者福祉課】	来場者数 177 人 就職者数 17 人	－	来場者数 75 人 就職者数 15 人	（変更前） － （変更後） ●人
	変更理由：第４期計画の策定に伴い、新たに目標値を設定したため				
	資格取得支援者数（新規就労者枠） 【高齢者福祉課】	49 件	－	45 件	（変更前） － （変更後） ●件
	変更理由：第４期計画の策定に伴い、新たに目標値を設定したため				
	外国人介護従事者等に対する日本語学習支援事業の受講者数・修了者数 【高齢者福祉課】	受講者数 41 人 修了者数 35 人	－	受講者数 50 人 修了者数 35 人	（変更前） － （変更後） ●件
	変更理由：第４期計画の策定に伴い、新たに目標値を設定したため				
障害者	障害施設職員の処遇改善加算の取得率 【障害者福祉課】	88.7%	－	85.0%	90.0%
	変更理由：障害者計画等の中間見直しに伴い、新たに目標値を設定したため				

２－２　様々な専門職との連携と包括的な支援体制の強化

２-２-１　多機関連携の強化による専門職の有効活用

地域生活課題に医療の専門職や福祉関係者が分野を越え、一体となって支援するための体制づくりをすすめる「多機関協働事業」のしくみを再編し、市と社会福祉協議会それぞれの強みを生かした、多機関連携による効果的な支援体制づくりをすすめます。

【後期３年間の方向性】

複雑化・複合化した地域生活課題に対応するため、多機関協働事業をはじめとした連携の仕組みの充実を図るとともに、多様な専門職や関係機関が分野を超えて連携・協働できる包括的な支援体制づくりを推進します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【７年度末】	対象者別計画の目標値		
			令和６年度	令和８年度（中間）	令和11年度（最終）
高齢者	高齢者あんしん相談センターによる地域向け講座の実施回数 【高齢者福祉課】	2,255 回	－	2,074 回	（変更前） － （変更後） 2,300 人
	変更理由：第４期計画の中間見直しに伴い、新たに評価項目・目標値を設定したため				
地域福祉等	（変更前） 多機関協働事業の実施拠点数 （変更後） 他分野の機関と連携して取り組む仕組みや体制があると感じている福祉関係機関の割合 【共生社会推進課】	（変更前） － （変更後） 49.3%	－	（変更前） ４か所 （変更後） －	（変更前） ６か所 （変更後） 90.0%
	変更理由：第４期計画の中間見直しに伴い、新たに評価項目・目標値を設定したため				

２-２-２　専門職との連携によるアウトリーチ支援体制の強化

地域生活課題が生じている要因を適切に把握し、課題解決に向けた福祉サービスの提供につなげるための専門性に基づく状況評価（これを「アセスメント」といいます。）を行うため、課題の内容や状況にあわせて専門職が福祉関係機関の職員に同行して地域住民等を訪問するアウトリーチ支援の体制を強化します。

【後期３年間の方向性】

相談につながっていない人との継続的な関係づくりを重視するとともに、専門職や関係機関が連携しながら、地域生活課題の早期発見・早期支援につながるアウトリーチ支援体制づくりを推進します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【７年度末】	対象者別計画の目標値		
			令和６年度	令和８年度（中間）	令和11年度（最終）
高齢者	（変更前） 高齢者あんしん相談センター職員によるアウトリーチ件数 （変更後） 相談支援につながりやすい環境整備（高齢者あんしん相談センターによるアウトリーチ、イベント等） 【高齢者福祉課】	12,607 件	－	19,581 件	（変更前） － （変更後） 相談機会の充実
	変更理由：第 10 期高齢者計画の策定に伴い、評価項目を新たに設定したため				
	通いの場へのアウトリーチ回数・参加者数（高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施ほか） 【高齢者福祉課】	32 回 延べ 614 人	－	50 回 500 人	（変更前） － （変更後） ●回 延べ●回
	変更理由：第 10 期高齢者計画の策定に伴い、目標値を新たに設定したため				
障害者	保育所等訪問支援事業所数 【障害者福祉課】	13 事業所	－	12 事業所	15 事業所
	変更理由：障害者計画等の中間見直しに伴い、新たに目標値を設定したため				
地域福祉等	ＣＳＷのアウトリーチ支援件数（専門職と同行した件数） 【共生社会推進課】	3153 件	－	（修正前） 新規取得値向上 （修正後） 調整中	（修正前） 新規取得値向上 （修正後） 調整中
	変更理由：第４期計画の中間見直しに伴い、新たに評価項目・目標値を設定したため				

2-2-3　福祉関係者などの分野横断的な“つながり”強化

複雑化・複合化した地域生活課題に対し、多機関が連携して効果的に対応していくためには、福祉関係者や専門職があらかじめそれぞれの役割や支援範囲を把握し、日常的に分野横断的な“つながり”をもっておくことが重要です。

多機関の連携が更に深まるよう、福祉関係者や専門職が参加できる包括的なシンポジウムの開催や地域生活課題や支援ニーズが共有できる機会の提供など、相互理解を深める取組を行っていきます。

【後期３年間の方向性】

福祉に加え、保健医療、住宅、教育、雇用、司法、防災等との分野横断的なつながりを強化し、相互理解を深めながら、多機関が連携して地域生活課題に対応できる体制づくりを推進します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【７年度末】	対象者別計画の目標値		
			令和６年度	令和８年度（中間）	令和11年度（最終）
高齢者	（変更前） 認知症にかかる多様な職種や機関と連携協働が図られていると感じる事業所の割合 （変更後） ①認知症検診受診率 ②認知症高齢者ネットワーク会議 【高齢者福祉課】	（変更前） 66.4% （変更後） ①新規 ②２回／年	－	69.5%	（変更前） － （変更後） ①検診の導入・実施 ②２回／年
	変更理由①：認知症の早期発見・早期支援を推進するため、第 10 期高齢者計画の策定に伴い新設 変更理由②：認知症支援関係者の連携を強化するため、第 10 期高齢者計画の策定に伴い新設				
	（変更前） 全ての場面（日常的・入退院時・急変時・看取り）で、医療側と情報・意識共有がスムーズに行われていると感じるケアマネジャーの割合 （変更後） 【高齢者福祉課】	調整中	調整中	調整中	調整中
	変更理由：調整中				
子ども	（変更前） 子ども家庭支援ネットワーク中学校区分科会の開催校数 （変更後） 八王子市要保護児童対策地域協議会分科会の開催数 【こども家庭センター】	（変更前） 38 校 （変更後） 64 か所	全 37 校	（変更前） － （変更後） 247 か所	（変更前） － （変更後） 247 か所
	変更理由：第４期計画の中間見直しに伴い、新たに評価項目・目標値を設定したため				

2-2-4　相談対応力を向上する機会の充実

福祉関係者や専門職一人ひとりが、複雑化・複合化する地域生活課題に対応する「力」を高めていくことは、とても重要です。

支援の分野も専門性も異なる福祉関係者や専門職が、一体となって地域生活課題に取り組む体制が強化されるよう、個々の力が高められるような、研修や講座、事例検討などの機会を充実していきます。

【後期３年間の方向性】

福祉関係者や専門職の相談対応力の向上を図るため、複雑化・複合化する地域生活課題への対応に必要な知識や支援技術の習得に加え、分野横断的な連携や相互理解を深める機会の充実を図ります。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【７年度末】	対象者別計画の目標値		
			令和６年度	令和８年度（中間）	令和11年度（最終）
高齢者	高齢者虐待防止研修参加者 （ケアマネジャー、介護従事者向け） 【高齢者福祉課】	1,625 人	－	373 人	（変更前） － （変更後） ●人
	変更理由：第４期計画の中間見直しに伴い、新たに目標値を設定したため （第 10 期高齢者計画には目標値の掲載なし）				
子ども	児童虐待防止に関する研修の実施 【こども家庭センター】	10 回	実施	（変更前） － （変更後） 実施	（変更前） － （変更後） 実施
	変更理由：第４期計画の中間見直しに伴い、新たに目標値を設定したため				

2-2-5　福祉人材の育成

地域福祉を効果的に推進するために市が求められることは、福祉サービスを管理し、安定的に提供すること、分野横断的な課題や複雑化・複合化した地域生活課題に対応するために支援体制の整備や福祉関係機関の“つながり”を構築すること、地域福祉活動の基盤を整備することなどが挙げられます。

市の福祉分野に関わる職員がこうした役割を担うため､公平公正な視点と福祉の専門知識､様々な問題やニーズに対し、市民の豊かな生活を目指して取り組む姿勢や地域のニーズに応えるための、関係機関との連携・調整能力などが身に付けられるよう、人材育成に取り組んでいきます。

【後期３年間の方向性】

市職員が地域生活課題に的確に対応できるよう、専門知識の習得に加え、分野横断的な視点や関係機関との連携・調整能力の向上を図るとともに、デジタル技術等も活用しながら地域課題の解決に向けたコーディネートを担うことのできる人材の育成を推進します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【７年度末】	対象者別計画の目標値		
			令和６年度	令和８年度（中間）	令和11年度（最終）
地域福祉等	複雑化・複合化した課題を抱える方への対応方法等を検討する 「多機関協働支援部会」の実施回数 【共生社会推進課】	新規	－	－	10 回／年
	変更理由：多機関協働の推進や、市の福祉人材の育成の観点から、新たに評価項目を設定したため				
	地域共生社会を目指した福祉分野横断的な検討プロジェクトの設置 ※ 調整中 【共生社会推進課】	新規	調整中	調整中	調整中
	変更理由：調整中				

3．サービスのつながり　～福祉サービスの充実～

地域福祉においては、福祉サービスが適切に提供できる体制が備わっていることはもちろん、地域住民が普段から福祉サービスの情報や福祉関係機関を知っている、つながっているような生活環境や情報発信が効果的にされていることが重要です。

一方、複雑化・複合化する地域生活課題は、子ども・高齢・障害など、対象者別に設けられた相談窓口だけでは対応しきれないことが多く、福祉関係機関がこれまで以上に連携して対応できる体制や共有するしくみが必要です。

本テーマでは、福祉サービスの適切な周知や包括的な相談支援体制の充実などに関する取組を示していきます。

（1）現状

①福祉の相談窓口やサービスの認知度が低下しています。

②暮らし方の多様化や、地域生活課題の複雑化・複合化により、ひとつの福祉関係機関では対応が難しい問題が増えています。

③市の福祉に関する相談窓口が増えたことにより、福祉関係機関同士の“つながり”を強めることが求められています。

（2）施策展開の方向性

①必要な人に必要な福祉サービスの情報が届きやすい手法やデザインに配慮し、サービスの認知度向上を図ります。

②公的な福祉サービスに加え、民間事業者が提供する市場サービスや、地域主体で取り組むボランティアの助け合いなど、多様な支援が一体的に提供できる体制を充実します。

③行政の相談機関同士の連携（お互いの支援範囲を知りあう、連絡がとりやすい関係性の構築など）を強め、市民がどこに相談にきても同じ支援を提供します。

3－1　一人ひとりに知りたい情報が届くしくみの充実

3-1-1　多様な媒体を活用した情報提供

今まで福祉サービスの情報提供の方法は、必要な方が福祉関係機関などに訪問した際や電話で問い合わせした際に市から提供する、広報で広く市民に向けて発信するなどが中心でした。一方、市で行った意識調査によると、サービスを利用する地域住民などは、ホームページやＳＮＳを通じて情報を入手している方が増えていることがわかります。

幅広い世代に情報を届けるため、インターネットを活用した情報提供を推進するとともに、広報やシンポジウムなど様々な機会を通じて福祉の情報を発信します。

【後期３年間の方向性】

情報を必要とする人が必要な支援につながるよう、関係機関等と連携したプッシュ型の情報提供を充実するとともに、多様な媒体や地域ネットワークを活用し、一人ひとりの状況に応じた情報提供を進めます。また、デジタル利用が困難な人にも配慮しながら、必要な情報が確実に届く環境づくりを推進します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【７年度末】	対象者別計画の目標値		
			令和６年度	令和８年度（中間）	令和11年度（最終）
高齢者	（変更前） 「介護保険サービス以外」の支援・サービスが身近にない、知らない 高齢者の割合 （変更後） 保険外サービス、ボランティアを利用している在宅要介護・要支援者の割合 【高齢者福祉課】	（変更前） 10.3% （変更後） 42.5%	－	13.8%	（変更前） － （変更後） ●%
	変更理由：第 10 期高齢者計画の策定に伴い、集計方法の見直しを図ったため				
	地域包括ケア情報サイトの閲覧数 【高齢者福祉課】	6,520 回／月	－	6,400 回／月	●万回／月
	変更理由：第 10 期高齢者計画の策定に伴い、目標値を新たに設定したため				
子ども	八王子市子育て応援サイトの開設・運営 【子どものしあわせ課】	実施	実施	（変更前） － （変更後） 実施	（変更前） － （変更後） 実施
	変更理由：第４期計画の中間見直しに伴い、新たに目標値を設定したため				
	ひとり親家庭へのメールマガジンの登録者数 【子育て支援課】	2,286 人	2,000 人	（変更前） － （変更後） 調整中	（変更前） － （変更後） 調整中
	変更理由：第４期計画の中間見直しに伴い、新たに目標値を設定したため				
地域福祉等	バリアフリーマップの認知度 【共生社会推進課】	調整中	調整中	調整中	調整中
	変更理由：「３-１-１　多様な媒体を活用した情報提供」に加え、新設するもの				

３-１-２　福祉情報のわかりやすい発信

市が行った意識調査の「福祉サービスや制度のしくみのわかりやすさ」に関する質問では、約65%の方が「わかりにくい」と回答しています。

福祉サービスの認知度を向上させるためにも、わかりやすい表現での情報発信や、幅広い年代に向けた情報の見せ方そのものの「デザイン」に配慮することも重要です。

デジタル技術を積極的に活用し、より必要としている方に福祉の情報が“つながる”よう、情報の届け方に配慮した「周知」を充実します。

【後期３年間の方向性】

情報発信は、掲載量の拡大だけでなく、「必要な人に届き、行動につながるか」という視点を重視します。また、生成ＡＩやチャット型案内等の活用を見据え、やさしい日本語や多言語対応、アクセシビリティの向上などに取り組むとともに、誰もが安心して利用できる情報提供の充実を図ります。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【７年度末】	対象者別計画の目標値		
			令和６年度	令和８年度（中間）	令和11年度（最終）
障害者	点字広報等発行数 【障害者福祉課】	660 部	－	900 部	●部
	変更理由：障害者計画等の中間見直しに伴い、新たに目標値を設定したため				
	声の広報等発行数 【障害者福祉課】	1,637 部	－	3,000 部	●部
	変更理由：障害者計画等の中間見直しに伴い、新たに目標値を設定したため				
子ども	（変更前） 多言語化に対応した子育てガイドブックの作成 （変更後） 調整中 【子どものしあわせ課】	実施	実施	（変更前） － （変更後） 調整中	（変更前） － （変更後） 調整中
	変更理由：第４期計画の中間見直しに伴い、新たに評価項目・目標値を設定したため				
地域福祉等	バリアフリーマップの認知度 【共生社会推進課】	調整中	調整中	調整中	調整中
	変更理由：「3-1-1　多様な媒体を活用した情報提供」に加え、新設するもの				

３－２　隙間のないサービス提供と効果的なサービス運用体制の充実

3-2-1　はちまるサポートの機能強化

今まではちまるサポートは、どこに相談すればよいかわからない生活の“困りごと”や、身近な問題の相談を受付け、適切な福祉サービスや支援機関につなげる、福祉の総合相談窓口などの「個別支援機能」がメインとなっていました。

今後は「個別支援機能」に加え、地域の資源を最大限活かし、課題の近い地域において、困難な地域生活課題に対応していくためのしくみや体制を構築していく「基盤整備機能」を追加し、機能強化を図っていきます。

【後期３年間の方向性】

個別相談、アウトリーチ、参加支援、地域づくりを一体的に進める一方、はちまるサポート単独で抱え込まない役割分担を明確にします。相談業務の増大や専門性の高い相談に対しては、多機関協働、市による調整、専門機関の後方支援を組み合わせ、「どこに相談しても必要な支援につながる」実効性を高めます。

はちまるサポートの運営上の課題として、相談業務の増大により地域づくりやアウトリーチに充てる時間が確保しにくいこと、高度な専門性を必要とする相談が増えていること等が挙げられます。このため、今後は、支援者個人で個別支援を抱え込まないよう、人材集約による対応力の強化や、相談支援機関の役割分担の整理を進め、多機関が連携して支援する体制の再構築に取り組みます。

▶細施策ごとの中間見直しにおける取り組み内容（Ｐ●●再掲）

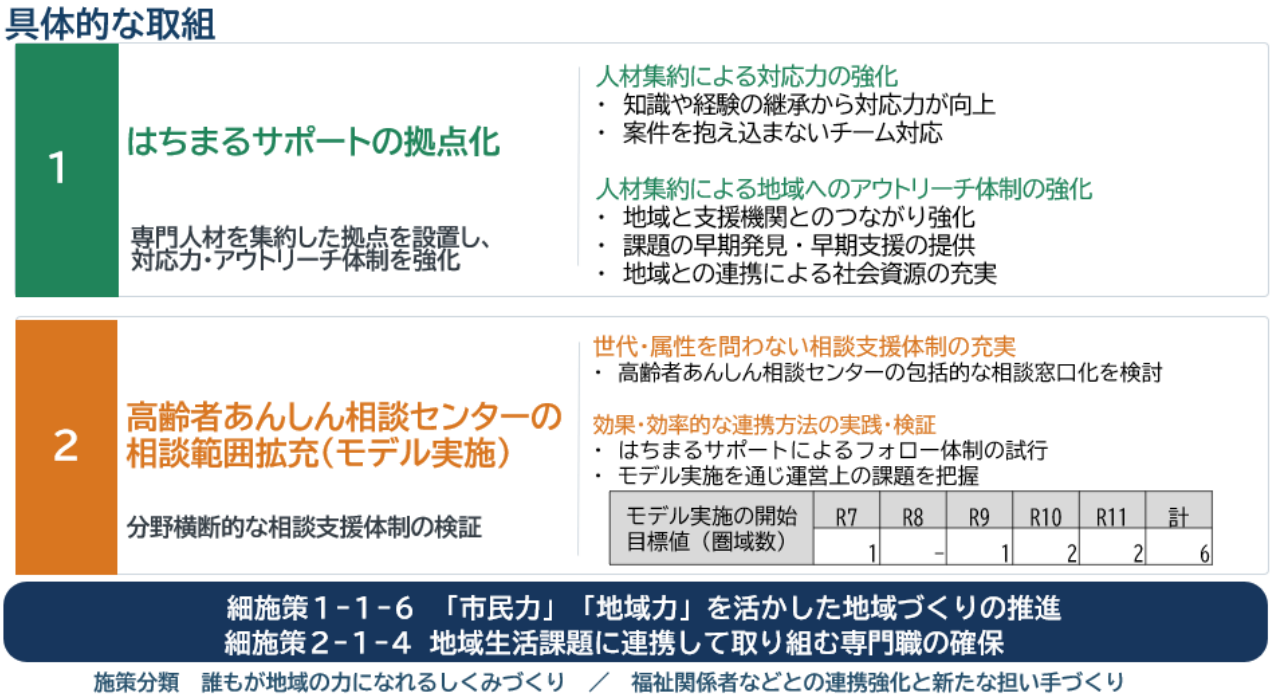

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【７年度末】	対象者別計画の目標値		
			令和６年度	令和８年度（中間）	令和11年度（最終）
地域福祉等	はちまるサポートの整備数 【共生社会推進課】	13 か所	－	－	（変更前） 15 か所 （変更後） 調整中
	変更理由：調整中				
	地域福祉の基盤づくりを行う はちまるサポートの数 ※ 名称調整中 【共生社会推進課】	新規	－	３か所	（変更前） ６か所 （変更後） 調整中
	変更理由：調整中				

3-2-2　複雑化・複合化した地域生活課題に対応する支援スキームの共通化

令和６年度（2024 年度）策定時の目標に継続して取り組みます。

3-2-3　自分らしい生活を継続する支援へのつなぎと環境整備

改正住宅セーフティネット法では、安否確認、見守り、福祉サービスへのつなぎを行う「居住サポート住宅」の認定制度が創設され、市区町村による居住支援協議会の設置も努力義務化されました。今後は「住宅を確保する支援」から、入居前、入居中、退居・死亡時までを含む「居住の継続を支える支援」へ広げ、住宅部門、福祉部門、不動産関係団体、居住支援法人等の連携を具体化します。

生活困窮世帯の増加や、高齢独居世帯や高齢夫婦世帯の増加傾向等から、「住まい」や、生活が安定するための福祉サービスをつなげることは重要な取組となります。

経済的な困窮や判断能力・心身機能の低下など、これまでの生活を継続することが困難な状態に陥った場合でも、尊厳ある暮らしが継続できるよう、福祉サービスをはじめとする様々な支援を提供します。

【後期３年間の方向性】

経済的な困窮や判断能力・心身機能の低下などにより、これまでの生活の継続が困難となった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談支援、権利擁護支援、居住支援を一体的に推進します。また、住宅部門、福祉部門、不動産関係団体、居住支援法人等の連携を強化し、支援の充実を図ります。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【７年度末】	対象者別計画の目標値		
			令和６年度	令和８年度（中間）	令和11年度（最終）
高齢者	「今後の住まいについて不安を感じていない」と回答した高齢者の割合 【高齢者福祉課】	57.0%	－	31.1%	（変更前） － （変更後） ●%
	変更理由：第 10 期高齢者計画の策定に伴い、目標値を新たに設定したため				
	認知症になっても地域で幸せに暮らせると思う市民の割合 【高齢者福祉課】	12.6%	－	18.0%	（変更前） － （変更後） ●%
	変更理由：第 10 期高齢者計画の策定に伴い、目標値を新たに設定したため				
障害者	障害者（児）のセルフプランの作成率 【高齢者福祉課】	障害者 46.9% 障害児 87.3%	－	障害者 46.9% 障害児 81.5%	（変更前） － （変更後） 現状値以下
	変更理由：障害者計画等の中間見直しに伴い、新たに評価項目を設定したため				
	移動支援利用者数・延利用時間数 【障害者福祉課】	759 人 91,008 時間	－	761 人 88,028 時間	（変更前） － （変更後） 820 人 98,508 時間
	変更理由：障害者計画等の中間見直しに伴い、新たに目標値を設定したため				
子ども	若者総合相談センターの利用件数 【青少年若者課】	3､731 件	1,500 件	－	（変更前） － （変更後） 3,500 件以上
	変更理由：第２期子ども・若者育成支援計画の策定に伴い、目標値が設定されたため				
地域福祉等	（変更前）「ひきこもり」の相談ができる窓口の認知度 （変更後） ①「ひきこもり」の相談ができる窓口の認知度 ②「ひきこもり」支援についての研修等、学びの機会の導入 【共生社会推進課】	（変更前） 5.2% （変更後） ①5.2% ②新規	－	25.0%	（変更前） 50.0% （変更後） ①50.0% ②研修等の実施

	変更理由：ひきこもり支援の強化に向け、福祉等の支援機関向けの研修等の機会を新たに導入				
	（変更前） 市民後見人の登録者数 （変更後） ①市民後見人の登録者数 ②市民後見人養成講習会の受講者数 【共生社会推進課】	（変更前） 38 名 （変更後） ①38 名 ②延べ 60 名	－	50 名	（変更前） 60 名 （変更後） ①60 名 ②●名
	変更理由：今後は市民後見人として活動する市民の方に加え、権利擁護に関する知識・理解を持つ方を増やすことも重要であると考え、評価指標を追加したもの				
	（変更前） 成年後見制度に関する講座・学習会の開催回数 （変更後） 成年後見制度に関する講座・交流会等の開催回数（市民向け・支援機関向け） ※　検討中 【共生社会推進課】	（変更前） 29 回 （変更後） 調整中	－	23 回	（変更前） 30 回 （変更後） 調整中
	変更理由：目標値は市民向け講座に限らず、交流会や支援機関向けの講座も含むことを明確化するため				

3-2-4　民間事業者が地域生活課題解決の担い手になるしくみの構築

市の「八王子市産業イノベーションプラン」では、大きな施策の柱に「地域・社会課題解決マーケットの創造」を掲げています。複雑化・複合化する地域生活課題に対応するためにも、従来の福祉関係機関や専門職だけでなく、これまで地域福祉に関わりのなかった民間事業者の力も含めた多様な主体が、市と連携して地域福祉を推進するしくみを構築します。

【後期３年間の方向性】

民間事業者との連携は、企業活動そのものを地域課題の解決につなげる視点のもと、企業それぞれの強みや資源を活かした共創を推進します。また、連携をさらに発展させ、多様な事業者の参画を促進するとともに、継続的に地域課題の解決につながる仕組みづくりを推進します。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

対象計画	評価項目	現状値【７年度末】	対象者別計画の目標値		
			令和６年度	令和８年度（中間）	令和11年度（最終）
高齢者	てくポを通じた市場サービスの利用者件数 【高齢者福祉課】	7,519 件	－	100,000 件	（変更前） － （変更後） 10,000 件
	変更理由：広告掲載の有償化に伴い、現状値を集計のうえ、改めて目標値を設定したため				
子ども	子育て応援企業の登録数 【子どものしあわせ課】	174 事業所	210 事業所	－	（変更前） － （変更後） 225 事業所
	変更理由：第２期子ども・若者育成支援計画の策定に伴い、目標値が設定されたため				

3-2-5　社会福祉法人との連携による地域福祉の推進⇒

令和６年度（2024 年度）策定時の目標に継続して取り組みます。

3-2-6　地域福祉を推進する「包括的な地域福祉ネットワーク会議」の充実

令和６年度（2024 年度）策定時の目標に継続して取り組みます。

3-2-7　効果的なサービス運用に向けた評価

隙間のないサービス提供や限られた人材や財源等を有効に活用するため、地域生活課題や支援ニーズを適切に把握するとともに、様々な意識調査の結果や医療や介護等のデータも活用し、福祉サービスを提供する効果や課題を評価します。

【後期３年間の方向性】

検診、医療、介護、相談支援等の各種データを活用し、早期発見・早期支援や地域生活課題の深刻化予防につながっているか等の効果を把握・検証するとともに、継続的な事業改善につなげます。

▶細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標

<table>
<tr><th rowspan="2">対象計画</th><th rowspan="2">評価項目</th><th rowspan="2">現状値
【令和7年度末】</th><th colspan="3">対象者別計画の目標値</th></tr>
<tr><th>令和6年度</th><th>令和8年度
（中間）</th><th>令和11年度
（最終）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">高齢者</td><td>（変更前）
EBPM プラットフォームと連動した事業の試行実施
（変更後）
DX･EBPMの考え方と手法の定着
【高齢者福祉課】</td><td colspan="4">ＤＸ・ＥＢＰＭを踏まえた施策の推進</td></tr>
<tr><td colspan="5">変更理由：高齢者計画･第 10 期介護保険事業計画の策定に伴い、評価項目を新たに設定したため</td></tr>
</table>

第5章

計画推進体制の強化

1 推進体制

第４期計画では、「つながる」をキーワードに、市民、地域団体、社会福祉協議会、福祉関係機関、事業者及び行政がそれぞれの役割を果たしながら、地域共生社会の実現に向けた取組を進めています。
本追補版において整理した重点課題への対応を進めるためには、行政だけでなく、多様な主体による連携と協働が不可欠です。

（１）計画の推進

複合化・複雑化した地域生活課題への対応においては、相談支援機関や専門職、関係機関が分野を超えて連携し、包括的な支援体制の充実を図ります。また、孤独・孤立対策や地域づくり、避難行動要支援者支援などにおいては、地域住民や地域団体、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携を推進します。

さらに、終活支援やＡＣＰ（人生会議）に関する取組については、福祉分野に加え、医療、司法等の関係機関との連携を強化し、本人の意思や価値観を尊重した支援体制の構築を進めます。

これらの取組を効果的に推進するため、包括的な地域福祉ネットワークを活用しながら、情報共有や課題検討を行い、地域福祉に関わる多様な主体が連携する仕組みづくりを進めます。

（２）計画全体の評価

本計画及び本追補版に位置付けた施策については、成果指標（ＫＰＩ）や事業実績等を活用しながら、進捗状況の把握と評価を行います。

評価に当たっては、各事業の実施状況だけでなく、市民意識や地域活動の状況、相談支援の実績などを総合的に把握し、施策の成果と課題を検証します。また、社会情勢や制度改正等の変化を踏まえながら、必要に応じて取組の見直しや改善につなげていきます。

さらに、分野横断的な福祉関連データの活用や、関係機関との情報共有を進めることで、地域生活課題の実態把握や効果的な施策展開に努めます。

今後も、ＰＤＣＡサイクルに基づく継続的な評価と改善を通じて、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。第４期計画では、計画推進の評価をテーマにつながる施策ごと行います。

また、上位計画となる『八王子未来デザイン２０４０』の分野別計画として、その数値目標や重要業績評価指標（ＫＰＩ）を第４期計画の指標として設定します。
進捗を確認する方法については、細施策ごと「細施策の達成に向けた対象者別計画の主な事業目標」を設定し、施策ごと設定した目標値に“つながっているか”を、「ロジックモデル（施策の論理的構造）」の手法を用いて年度ごと確認していきます。

（３）参考　改訂に反映した主な国の動向

①社会福祉法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 51 号、令和８年６月 25 日公布）。包括的支援体制、福祉人材確保・定着、生産性向上、社会福祉連携推進法人、ＤＷＡＴ等を含み、施行は令和９年４月１日を基本に段階施行。
②孤独・孤立対策推進法と令和８年７月改定の孤独・孤立対策重点計画。
③改正住宅セーフティネット法（令和７年 10 月１日施行）と居住サポート住宅制度。
④令和９年度（2027 年度）障害福祉サービス等報酬改定は 2026 年９月時点で検討中であり、人材確保、サービスの質、制度の持続可能性、地域差・人口減少等が主な論点。

注）　令和９年度（2027 年度）障害福祉サービス等報酬改定など、2026 年●月●日時点で内容が確定していない事項は、「決定事項」ではなく「検討状況・見通し」として記載しています。今後の国通知・政省令・報酬改定の確定内容に応じ、運用に反映します。

2　各種指標（ＫＰＩ）について

令和７年度実績値が既に把握されている指標については、策定時現状値と令和７年度の実績値を併記し、目標との乖離を示した上で、指標自体を変更する必要性を判断します。特に、はちまるサポート認知度、地域コミュニティ参加、身近な相談・助け合い、地域とのつながり等は、単年度の増減だけでなく施策との因果関係を確認できる補助指標を組み合わせます。

資料編

１．検討体制

（１）八王子市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会　委員一覧
（２）八王子市地域福祉計画策定庁内調整会（幹事会）　構成所管一覧

２．検討経緯

（１）八王子市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会
（２）八王子市地域福祉計画策定庁内調整会（幹事会）
　①調整会
　②幹事会

作成中